

**横浜市内施設の受動喫煙防止対策  
に関する実態調査**

令和4年1月

横浜市健康福祉局保健事業課

# 目次

1. 調査の趣旨 .....	1
2. 実施概要 .....	1
3. 結果概要 .....	3
4. 調査結果 .....	9
I. 第一種施設 .....	9
(1) 施設の所在地、種別について .....	9
(2) 施設の受動喫煙防止対策の状況について .....	10
(3) 今後の受動喫煙防止対策について .....	12
(4) 健康増進法について .....	15
II. 第二種施設等 .....	16
(1) 施設・店舗の所在地、種別について .....	16
(2) 施設・店舗の受動喫煙防止対策の状況について .....	18
(3) 今後の受動喫煙防止対策について .....	27
(4) 健康増進法について .....	42
調査票 .....	45

## 1. 調査の趣旨

望まない受動喫煙（人が他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされること）をなくすことを目的として改正された健康増進法が、2020年4月1日に全面施行された。この健康増進法の改正に伴い、市内の施設において、受動喫煙を防止する対策についてどのような取組が行われているか、現状を把握するため「横浜市内施設 受動喫煙防止対策に関する実態調査」を実施した。

## 2. 実施概要

### (1) 実施対象施設

健康増進法にて定義されている第一種施設（学校、医療機関、児童福祉施設等）及び第二種施設（事務所、工場、飲食店等、ホテル、旅館、遊戯施設等）より、抽出調査（施設の種別ごとに無作為抽出）した（15,000施設）。なお、本調査における第二種施設の抽出対象施設には、喫煙目的施設（喫煙を主目的とするバー・スナック等）も含まれる。※本市所管施設・行政機関は除く

### (2) 実施期間

2021年9月27日～10月17日

### (3) 回収状況

- ・第一種施設 : 907件（回収率 59.6%）
- ・第二種施設等 : 4,174件（回収率 31.0%）

なお、宛先不明による返戻数：1,670件

施設の種別の回収状況については下表の通り。

種別		対象施設数	回収数	回収率
第一種施設	学校（小・中・高）・幼稚園等	395	270	68.4%
	大学・専門学校等	128	65	50.8%
	病院等	485	248	51.1%
	保育所等	428	273	63.8%
	薬局	86	37	43.0%
	その他・無回答	0	14	
	小計	1,522	907	59.6%
第二種施設等 (第二種施設・喫煙目的施設)	博物館・美術館・学習支援施設等	638	169	26.5%
	福祉施設等	486	316	65.0%
	販売店等	666	267	40.1%
	劇場・映画館等	394	69	17.5%
	理容室等	1,197	388	32.4%
	マーじゃん・パチンコ店等	282	73	25.9%
	ゲームセンター等遊戯施設	439	78	17.8%
	スポーツ提供施設	363	123	33.9%
	テーマパーク・遊園地等	42	18	42.9%
	ホテル等	492	109	22.2%
	集会場・会議場	64	70	109.4%
	事務所・工場等	764	421	55.1%
	居酒屋等	1,598	462	28.9%
	バー・スナック等	1,045	298	28.5%
	その他の飲食店等	4,270	1,168	27.4%
	商業用不動産共用部	738	75	10.2%
	その他・無回答	0	70	
小計	13,478	4,174	31.0%	
総計	15,000	5,081	33.9%	

**【調査結果を読む際の注意事項】**

- ・施設の種別の回収状況について、想定した対象施設の分類と、実際に施設から回答された分類が異なり、回収率が100%を超える場合がある。
- ・図表中の構成比は小数点第2位を四捨五入して表記していることから、表示上の構成比を合計しても100%にならない場合がある。
- ・施設の種別の図について、図1-2、2-2を除き、施設の種別が無回答のグラフは掲載していない。ただし、全体は、無回答の施設もカウントしているため、施設の種別で表記している施設の合計と全体の数値は一致しないことがある。
- ・一部の設問等においては、回答数が非常に少ないため、分析結果を見る際に留意が必要な場合がある。
- ・本編における第一種施設、第二種施設及び喫煙目的施設については、健康増進法第28条において、以下のように分類されている。

施設区分	定義
第一種施設	多数の者が利用する施設のうち、学校、病院、児童福祉施設その他の受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設として政令で定めるもの並びに国及び地方公共団体の行政機関の庁舎（行政機関がその事務を処理するために使用する施設に限る。）をいう。
第二種施設	多種の者が利用する施設のうち、第一種施設及び喫煙目的施設以外の施設をいうものとする。
喫煙目的施設	多数の者が利用する施設のうち、その施設を利用する者に対して、喫煙をする場所を提供することを主たる目的とする施設として政令で定める要件を満たすものをいう。

- ・なお、本調査では、施設の区分と種別を次のように分類している。

区分	種別
第一種施設	学校（小・中・高）・幼稚園等
	大学・専門学校等
	病院等
	保育所等
	薬局
	その他
第二種施設等 〔第二種施設・喫煙目的施設〕	博物館・美術館・学習支援施設等
	福祉施設等
	販売店等
	劇場・映画館等
	理容室等
	マージャン・パチンコ店等
	ゲームセンター等遊戯施設
	スポーツ提供施設
	テーマパーク・遊園地等
	ホテル等
	集会場・会議場
	事務所・工場等
	居酒屋等
	バー・スナック等
	その他の飲食店等
	商業用不動産共用部
その他	

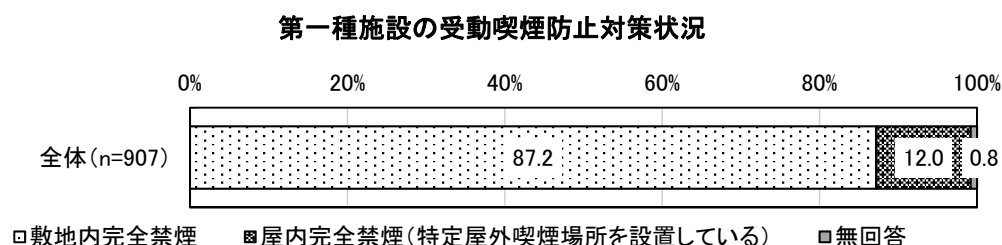
### 3. 結果概要

今回、2021年9月～10月に実施した「横浜市内施設 受動喫煙防止対策に関する実態調査」の結果がまとまったため、調査結果の概要について報告する。

#### ●受動喫煙防止対策の実施状況について

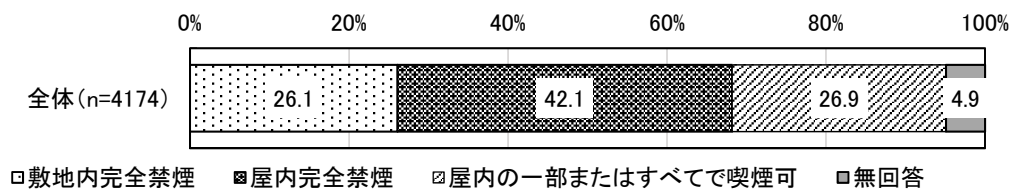
健康増進法において、第一種施設については原則敷地内禁煙とされており、例外として、屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に喫煙場所（特定屋外喫煙場所）を設置することができる。第二種施設については原則屋内禁煙とされており、基準を満たした喫煙室等を設置することができる。また、経過措置として、既存の経営規模の小さな飲食店（既存特定飲食提供施設）については、店内のすべてで喫煙可能とすることができる。

- ・第一種施設については、法律上原則とされている「敷地内完全禁煙」を実施している施設は87.2%であり、例外として認められている特定屋外喫煙場所を設置している施設は12.0%であった。

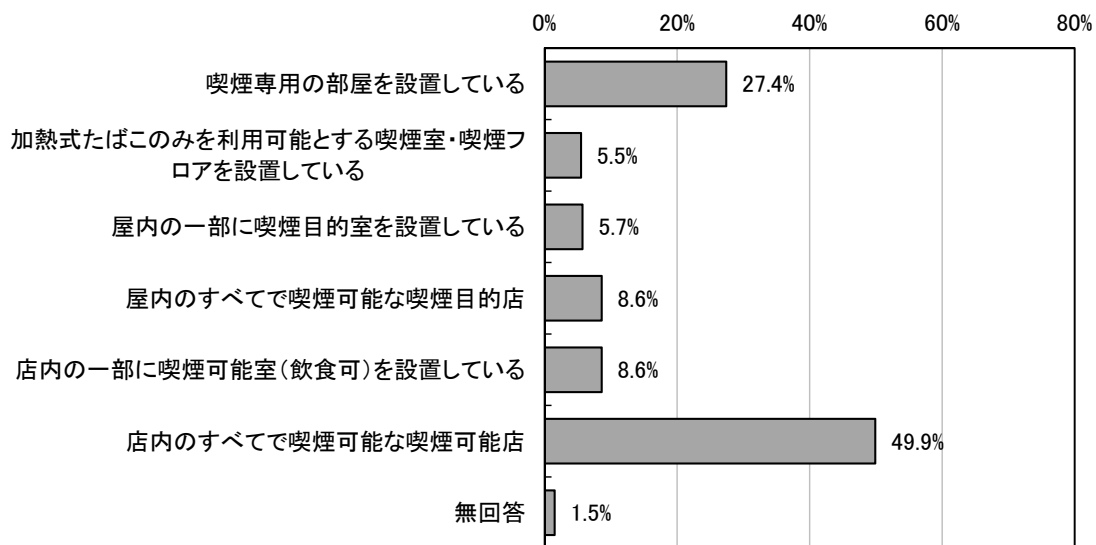


- ・第二種施設等については、法律上の規定より上乗せした対策である「敷地内完全禁煙」を実施している施設は26.1%であり、原則とされている「屋内完全禁煙（「敷地内完全禁煙」と回答した施設を除く）」を実施している施設は42.1%であった。また、「屋内の一部またはすべてで喫煙可」の施設は26.9%であった。「屋内の一部またはすべてで喫煙可」（26.9%/1,122施設）のうち、「喫煙専用の部屋を設置している」のは27.4%、「加熱式たばこのみを利用可能とする喫煙室・喫煙フロアを設置している」のは5.5%、「店内の一部に喫煙可能室を設置している」のは8.6%、「店内のすべてで喫煙可能な喫煙可能店」は49.9%であった。

### 第二種施設等の受動喫煙防止対策状況

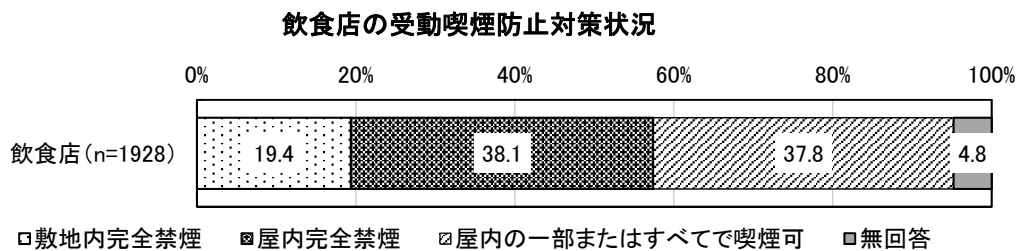


### 第二種施設等の「屋内の一部またはすべてで喫煙可」を実施している施設の 詳細状況 (n=1122)

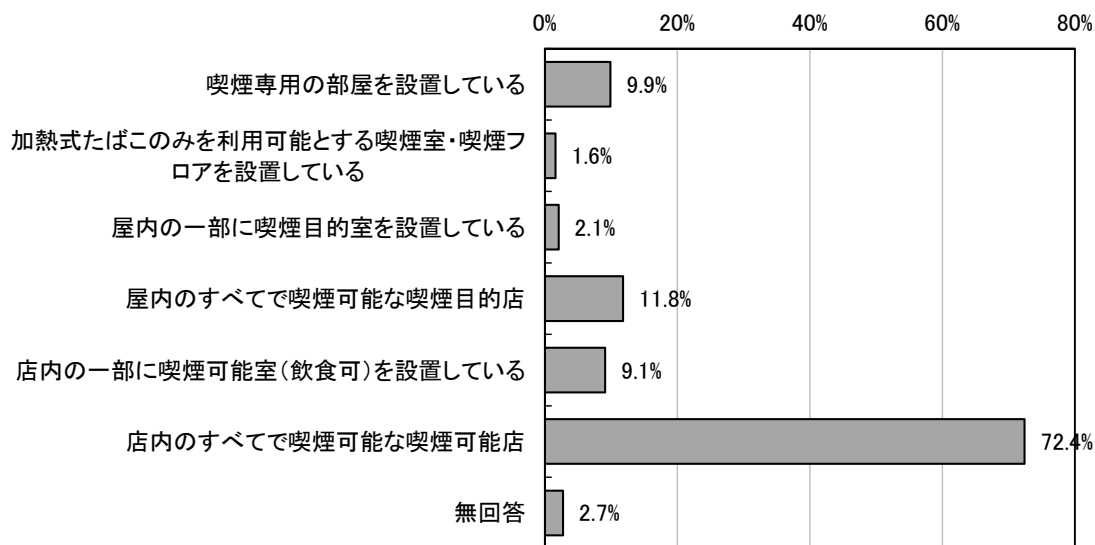


※喫煙環境の詳細については、複数回答可であることから、表示上の構成比を合計しても100%にならない場合がある。

- ・第二種施設等のうち、飲食店（居酒屋等、バー・スナック等、その他飲食店等を合わせた総称をいう。）については、法律上の規定より上乗せした対策である「敷地内完全禁煙」を実施している施設は19.4%であり、原則とされている「屋内完全禁煙（「敷地内完全禁煙」と回答した施設を除く）」を実施している施設は38.1%であった。また、「屋内の一部またはすべてで喫煙可」の施設は37.8%であった。「屋内の一部またはすべてで喫煙可」（37.8%/728施設）のうち、「喫煙専用の部屋を設置している」のは9.9%、「加熱式たばこのみを利用可能とする喫煙室・喫煙フロアを設置している」のは1.6%、「店内の一部に喫煙可能室を設置している」のは9.1%、「店内のすべてで喫煙可能な喫煙可能店」は72.4%であった。



**飲食店の「屋内の一部またはすべてで喫煙可」を実施している施設の  
詳細状況 (n=728)**



※喫煙環境の詳細については、複数回答可であることから、表示上の構成比を合計しても100%にならない場合がある。

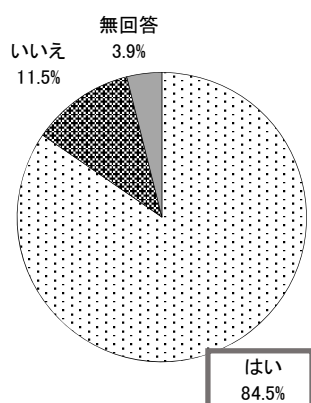
- ・飲食店においては、「屋内の一部またはすべてで喫煙可」の施設の割合が第二種施設等全体と比較して10ポイントほど高く、そのうち、特に居酒屋・バー・スナック等の割合が高い。

表 施設別の受動喫煙防止対策状況

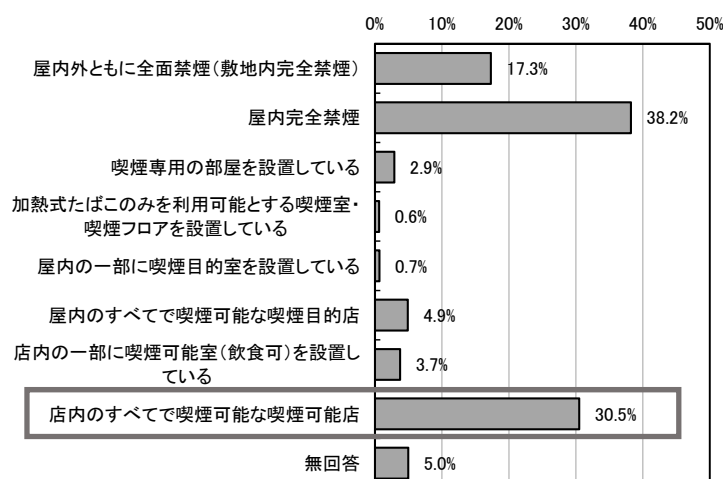
種別		合計	敷地内完全禁煙 (屋内を含む敷地内全てで禁煙)	屋内完全禁煙 ※第一種施設においては特定屋外喫煙場所を設けていることを指す	屋内の一部またはすべてで喫煙可	無回答	
第一種施設	学校(小・中・高)・幼稚園等	270	90.0%	9.3%	—	0.7%	
	大学・専門学校等	65	70.8%	29.2%	—	0.0%	
	病院等	248	81.0%	17.3%	—	1.6%	
	保育所等	273	93.8%	5.9%	—	0.4%	
	薬局	37	86.5%	13.5%	—	0.0%	
	その他	3	100.0%	0.0%	—	0.0%	
	無回答	11	90.9%	9.1%	—	0.0%	
	合計	907	87.2%	12.0%	—	0.8%	
第二種施設等 (第二種施設・喫煙目的施設)	博物館・美術館・学習支援施設等	169	58.0%	36.7%	2.4%	3.0%	
	福祉施設等	316	33.9%	56.3%	7.9%	1.9%	
	販売店等	267	37.1%	38.2%	17.6%	7.1%	
	劇場・映画館等	69	11.6%	63.8%	21.7%	2.9%	
	理容室等	388	30.4%	57.0%	7.5%	5.2%	
	マージャン・パチンコ店等	73	4.1%	26.0%	65.8%	4.1%	
	ゲームセンター等遊戯施設	78	10.3%	43.6%	43.6%	2.6%	
	スポーツ提供施設	123	49.6%	39.0%	8.1%	3.3%	
	テーマパーク・遊園地等	18	27.8%	61.1%	11.1%	0.0%	
	ホテル等	109	9.2%	20.2%	66.1%	4.6%	
	集会場・会議場	70	34.3%	47.1%	17.1%	1.4%	
	事務所・工場等	421	33.7%	45.6%	16.4%	4.3%	
	飲食店	居酒屋等	462	6.9%	26.8%	60.4%	5.8%
		バー・スナック等	298	4.0%	15.8%	71.8%	8.4%
		その他の飲食店等	1,168	28.3%	48.2%	20.1%	3.4%
		合計	1,928	19.4%	38.1%	37.8%	4.8%
	商業用不動産共用部	75	21.3%	45.3%	20.0%	13.3%	
	その他	28	32.1%	28.6%	17.9%	21.4%	
無回答	42	19.0%	40.5%	16.7%	23.8%		
合計	4,174	26.1%	42.1%	26.9%	4.9%		
総計	5,081	37.0%	36.8%	22.1%	4.1%		

・飲食店のうち、経過措置が認められている既存特定飲食提供施設に該当すると回答した施設は84.5%であり、そのうち、経過措置を受けて店内のすべてで喫煙可能としている施設(喫煙可能店)は30.5%であった。

飲食店のうち  
既存特定飲食提供施設の割合



飲食店のうち  
既存特定飲食提供施設の受動喫煙防止対策状況



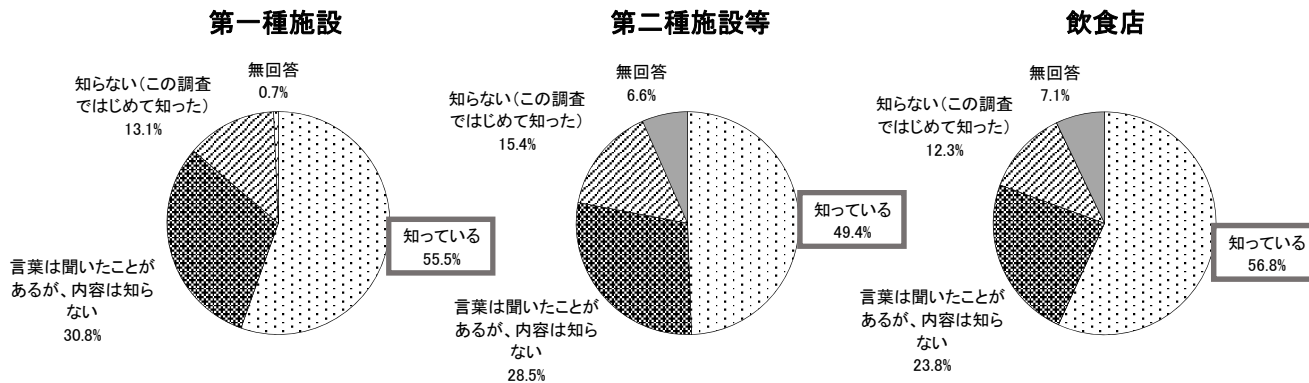


### ●健康増進法の認知度について

望まない受動喫煙をなくすことを目的とした健康増進法の改正により、令和元年7月から学校や児童福祉施設等は原則敷地内禁煙となり、令和2年4月から飲食店や事業所など多くの施設が原則屋内禁煙となった。

・健康増進法改正により、受動喫煙防止対策が強化されたことについて、第一種施設は55.5%、第二種施設等は49.5%、第二種施設等の中の飲食店は56.8%の施設が「知っている」と回答した。

健康増進法改正により受動喫煙防止対策が強化されたことの認知度



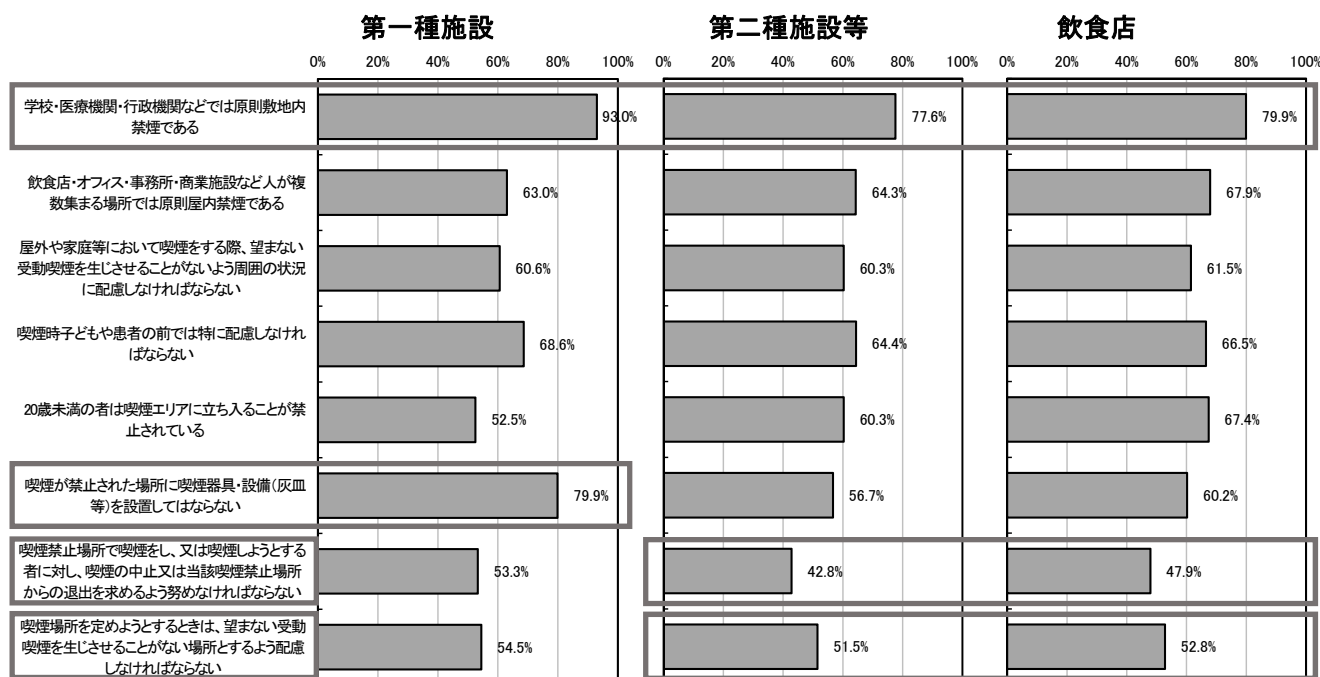
・改正法の内容については、第一種施設、第二種施設等、第二種施設等の中の飲食店ともに、「学校・医療機関・行政機関などでは原則敷地内禁煙」であることについての認知度が最も高い。

・第一種施設については、「喫煙が禁止された場所に喫煙器具・設備（灰皿等）を設置してはならない」についての認知度が79.9%と2番目に高い。

・第二種施設等と飲食店については、同様の傾向がみられるが、「喫煙場所を定めようとするときは、望まない受動喫煙を生じさせることがない場所とするよう配慮しなければならない」という、喫煙場所設置時の配慮義務についての認知度はともに5割程度であった。また、「喫煙禁止場所で喫煙をし、又は喫煙しようとする場合に対し、喫煙の中止又は当該喫煙禁止場所からの退出を求めるよう努めなければならない」についての認知度が42.8%、47.9%と半数を下回っていた。

※nは法改正を「知っている」と答えた施設

健康増進法の認知内容

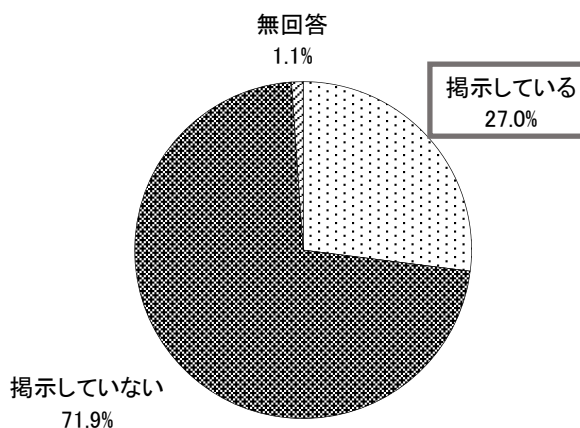


●受動喫煙防止対策に係る標識の掲示について

健康増進法では、屋内に喫煙室等を設けた際は、施設の主な出入口付近と喫煙室の出入口の見やすい場所に標識を掲示する義務がある。また、神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例（以後、県条例）では、屋内すべてを禁煙とした施設は、条例に定められた禁煙の表示が必要となる。

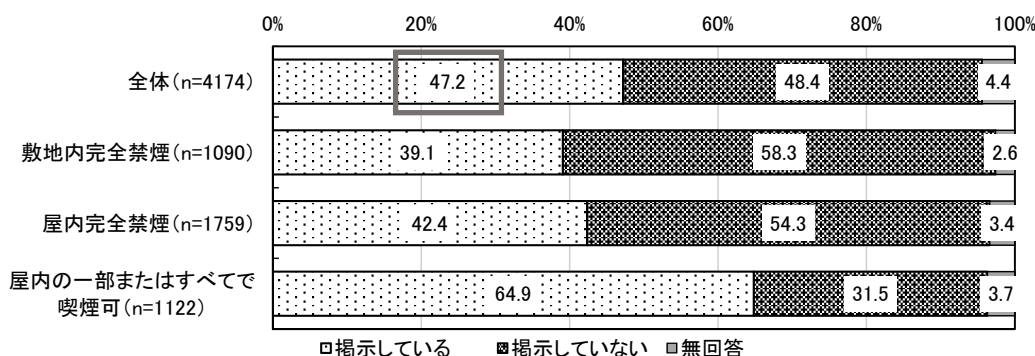
・第一種施設については、健康増進法により屋内が禁煙とされているため、県条例に定められた禁煙の表示が必要となるが、その掲示率は27%であった。

禁煙標識の掲示 (n=907)

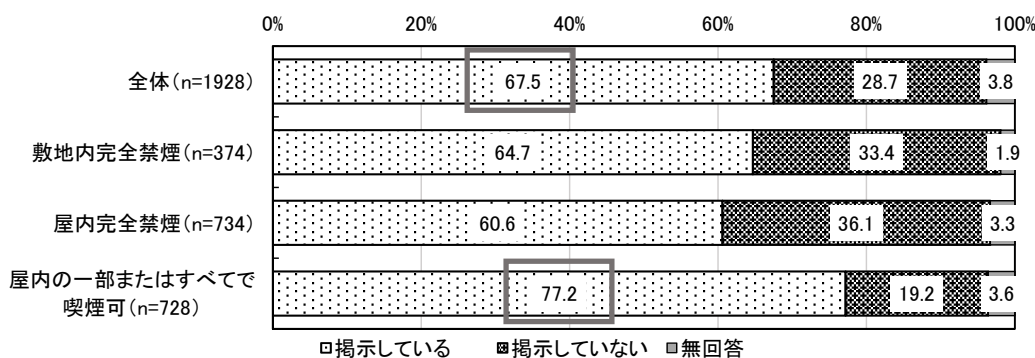


・第二種施設等において、受動喫煙防止対策を示すための標識の掲示率は、全体では47.2%に対して、飲食店の掲示率は第二種施設等全体より20ポイントほど高い67.5%であった。さらに、飲食店のうち、「屋内の一部またはすべてで喫煙可」としている施設については、掲示率が77.2%と飲食店全体より高かった。

第二種施設等の受動喫煙防止対策を示すための標識の掲示



飲食店の受動喫煙防止対策を示すための標識の掲示



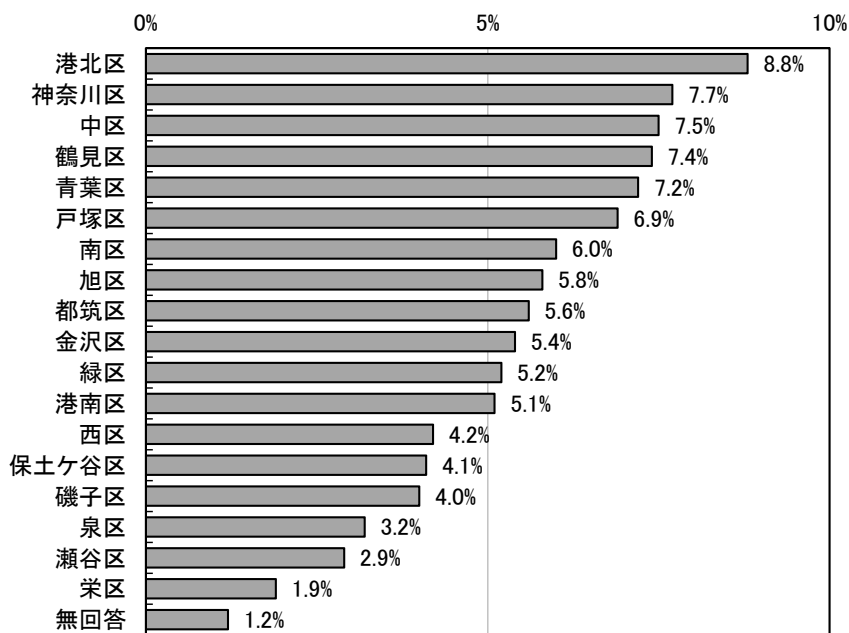
#### 4. 調査結果

### I. 第一種施設

#### (1) 施設の所在地、種別について

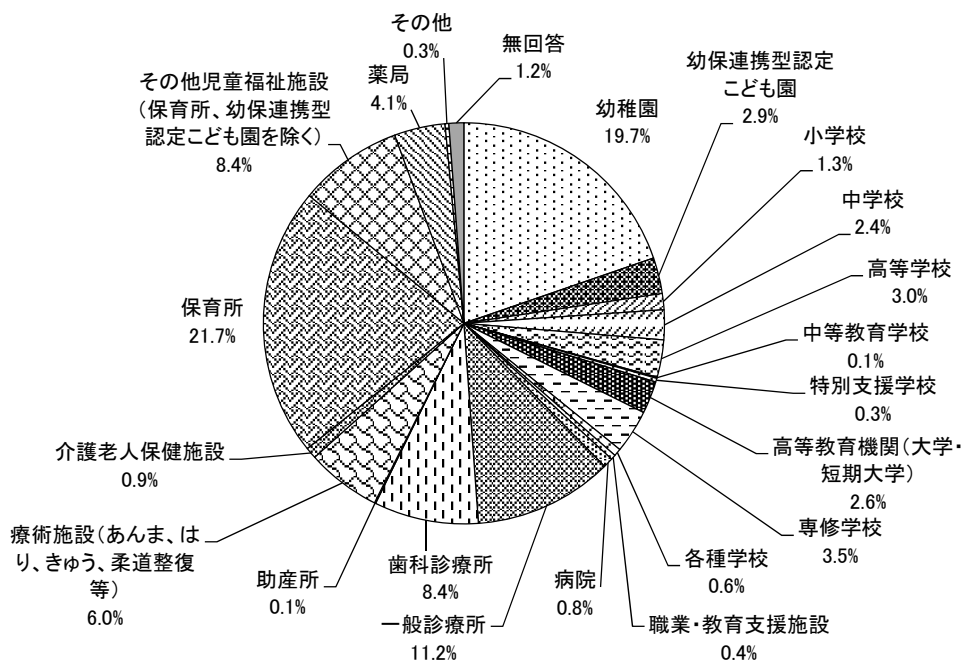
##### (ア) 施設の所在地

図 1-1 施設の所在地 (n=907)



##### (イ) 施設の種別

図 1-2 施設の種別 (n=907)



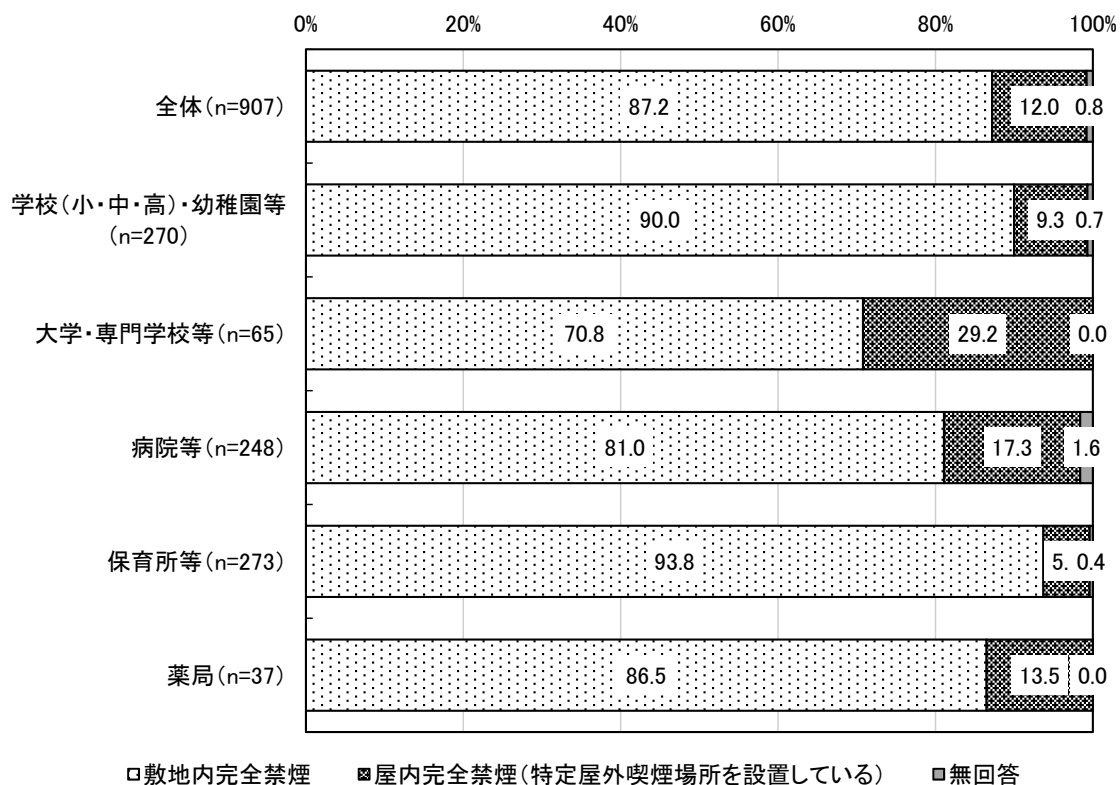
## (2) 施設の受動喫煙防止対策の状況について

### (ア) 施設の受動喫煙防止対策状況

第一種施設の受動喫煙防止対策についてみると、「敷地内完全禁煙」としているところは全体で87.2%となっており、「屋内完全禁煙（特定屋外喫煙場所を設置している）」は12.0%となっている。

施設種別に見ると、「学校（小・中・高）・幼稚園等」と「保育所等」では9割以上が「敷地内完全禁煙」となっている一方、「大学・専門学校等」では70.8%となっており、3割近くが「原則屋内禁煙（特定屋外喫煙場所を設置している）」となっている。

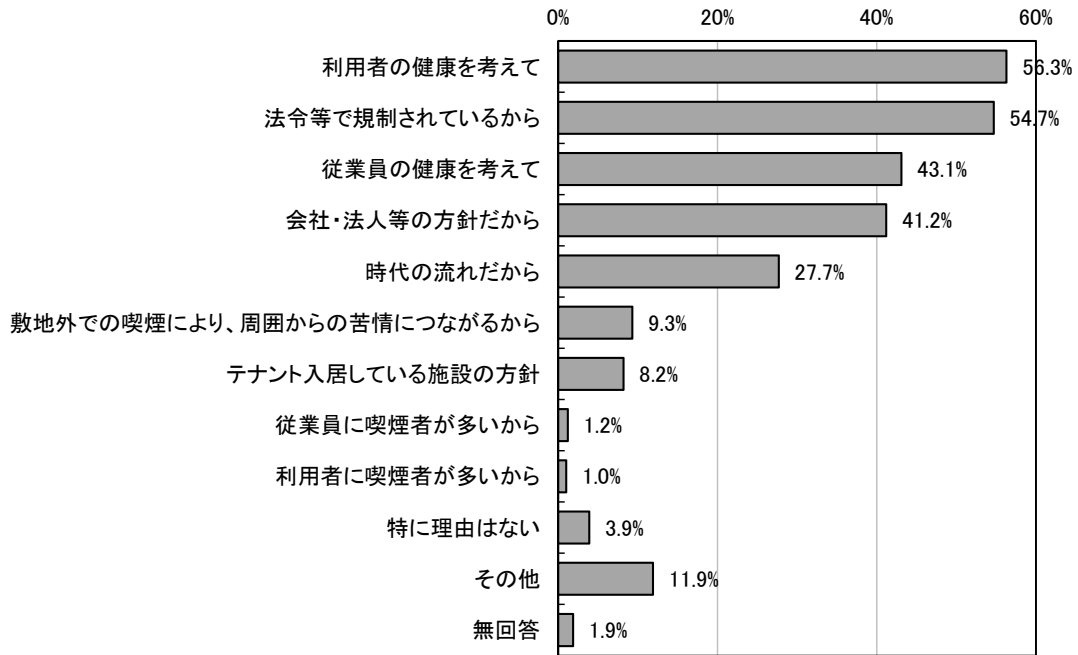
図 1-3 施設の受動喫煙防止対策状況



(イ) 受動喫煙防止対策を実施している理由

受動喫煙防止対策を実施している理由についてみると、「利用者の健康を考えて」が56.3%と最も多く、以下、「法令等で規制されているから」(54.7%)、「従業員の健康を考えて」(43.1%)の順となっている。

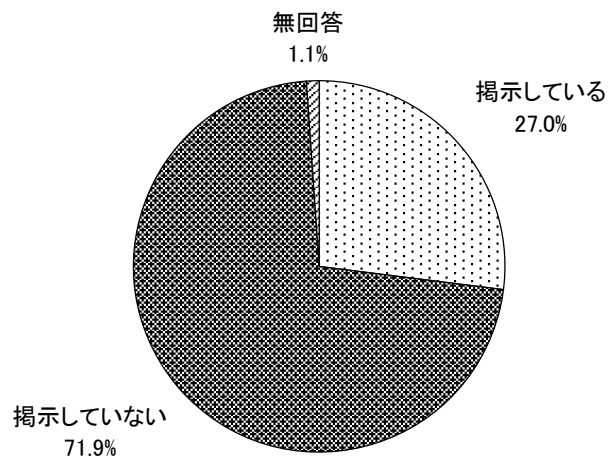
図 1-4 受動喫煙防止対策を実施している理由 (n=907)



(ウ) 禁煙標識の掲示について

禁煙標識の掲示についてみると、「掲示している」ところは27.0%で、7割以上は「掲示していない」。

図 1-5 禁煙標識の掲示 (n=907)



### (3) 今後の受動喫煙防止対策について

#### (ア) 現在実施している受動喫煙防止対策ごとの今後の対策とその理由

今後の受動喫煙防止対策についてみると、「敷地内完全禁煙」を実施している施設は「現状のまま」94.2%で、9割以上が敷地内完全禁煙の継続を考えている。「屋内完全禁煙（特定屋外喫煙場所を設置している）」実施施設では「特定屋外喫煙場所を廃止し、敷地内完全禁煙にする」が19.3%と2割弱が敷地内完全禁煙への移行を考えている。

「敷地内完全禁煙」を実施している施設における今後の対策とその理由をみると、今後の対策を「現状のまま」敷地内完全禁煙を続けると考えている施設では、「利用者の健康を考えて」「法令等で規制されているから」という理由を約半数が選択している。

「屋内完全禁煙（特定屋外喫煙場所を設置している）」を実施している施設においては、今後の対策を「特定屋外喫煙場所を廃止し、敷地内完全禁煙にする」と考えている施設では、「法令等で規制されているから」（61.9%）、「利用者の健康を考えて」（57.1%）という理由が多くなっている。

図 1-6 現在実施している受動喫煙防止対策ごとの今後の対策

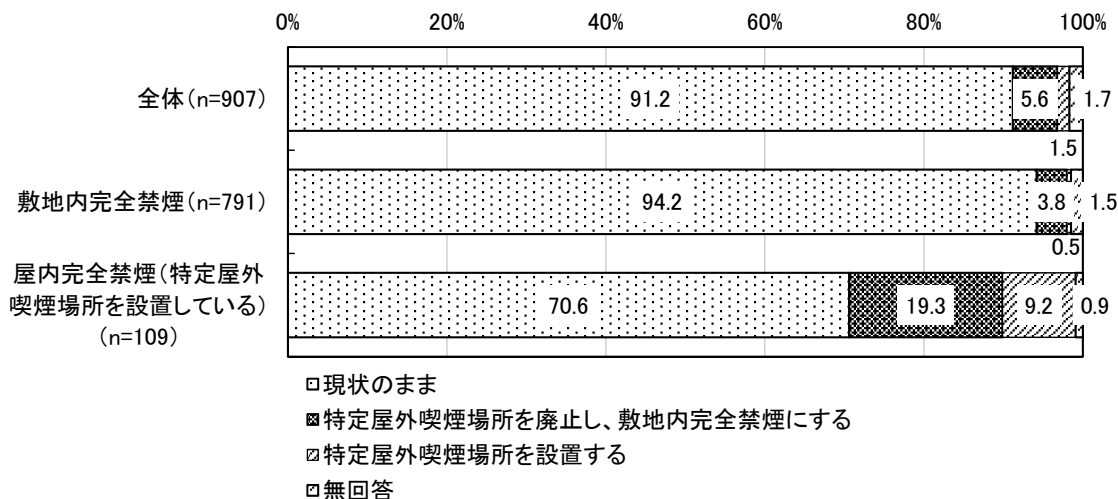


図 1-7 現在「敷地内完全禁煙」を実施している施設の今後の対策とその理由

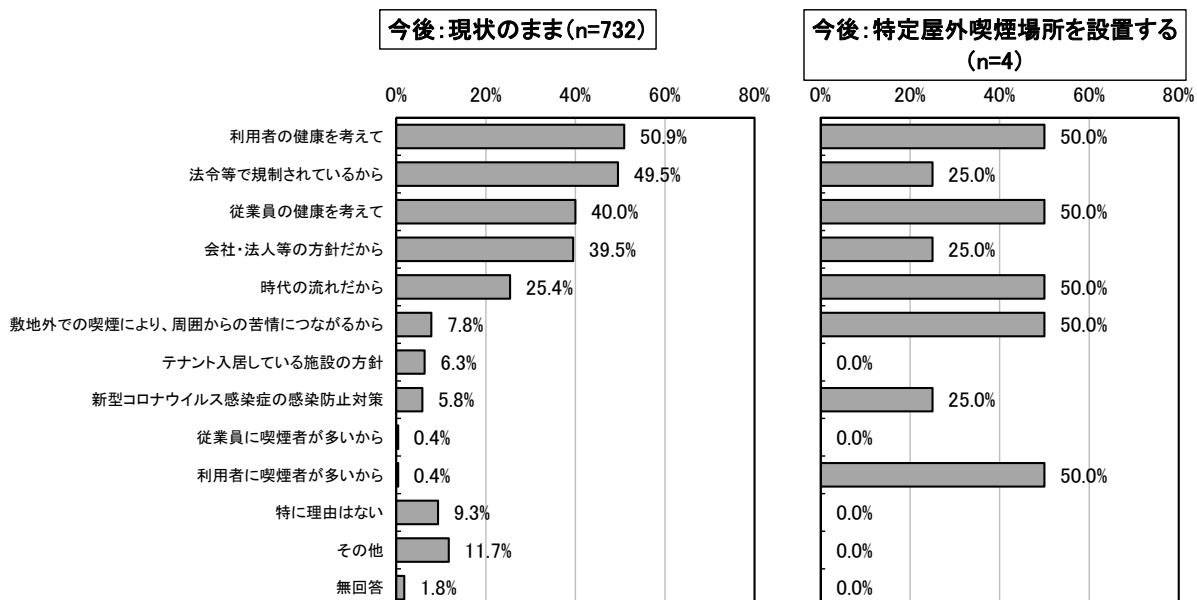
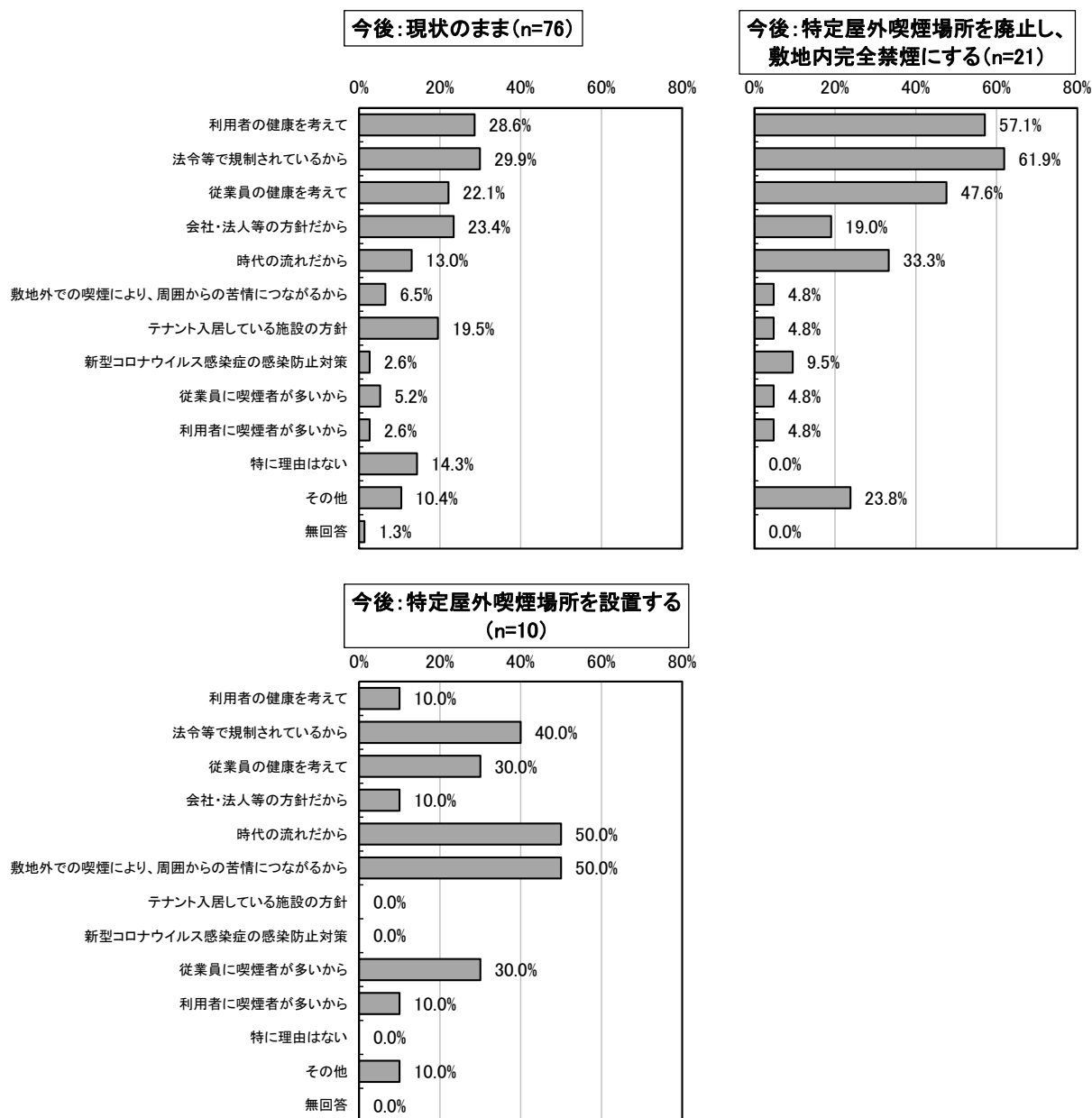


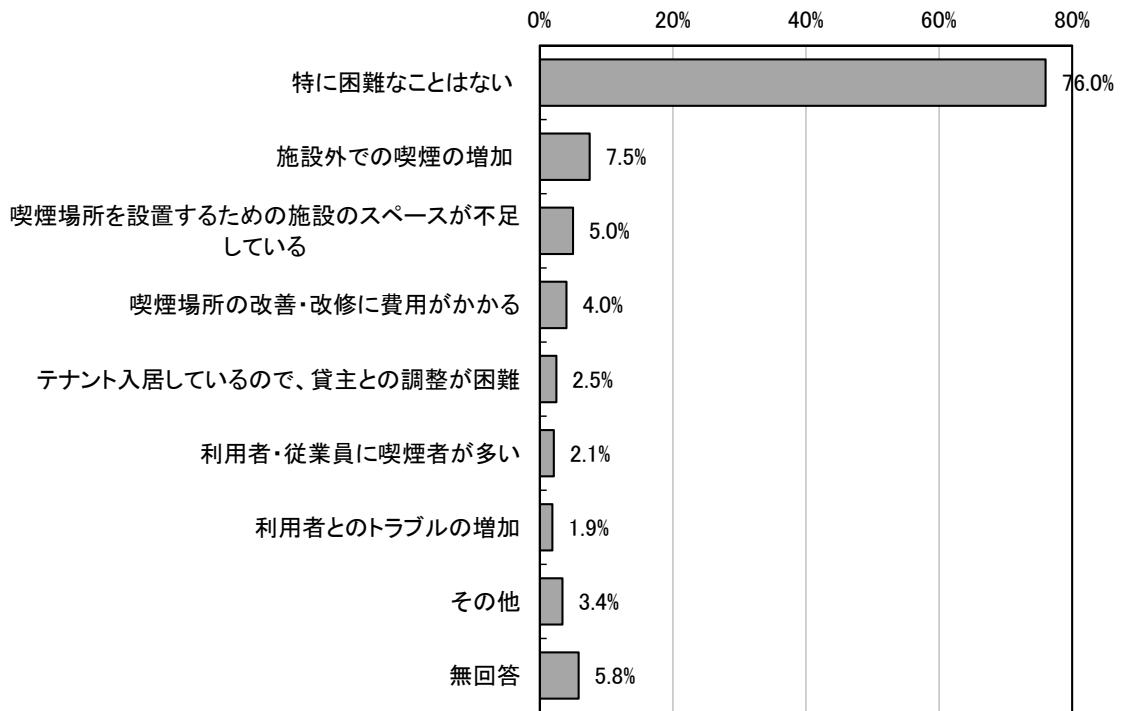
図 1-8 現在「屋内完全禁煙（特定屋外喫煙場所を設置している）」を実施している施設の  
今後の対策とその理由



(イ) 今後の受動喫煙防止対策に取り組むうえで困難なこと

今後、受動喫煙防止対策に取り組むうえで困難なことをみると、「特に困難なことはない」とする意見が76.0%と7割強を占めている。困難な理由としては、「施設外での喫煙の増加」(7.5%)、「喫煙場所を設置するための施設のスペースが不足している」(5.0%)の順になっている。

図 1-9 今後の受動喫煙防止対策に取り組むうえで困難なこと (n=907)



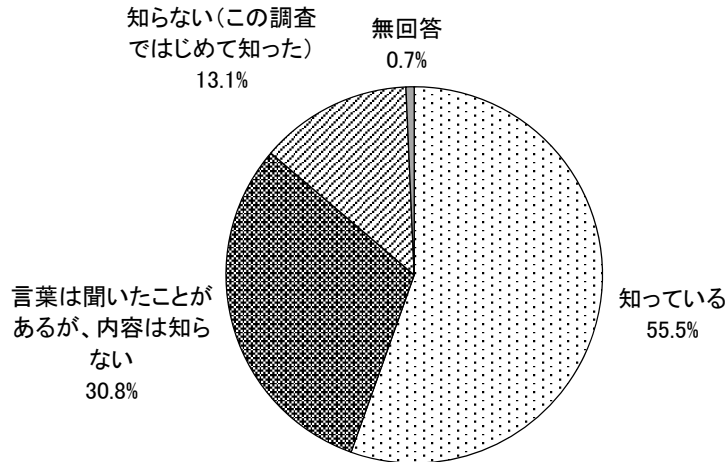


(4) 健康増進法について

(ア) 健康増進法改正により受動喫煙防止対策が強化されたことの認知度

健康増進法改正により受動喫煙防止対策が強化されたことの認知度については、約半数の55.5%が「知っている」と回答しており、「言葉は聞いたことがあるが、内容は知らない」という言葉のみの認知が3割となっている。

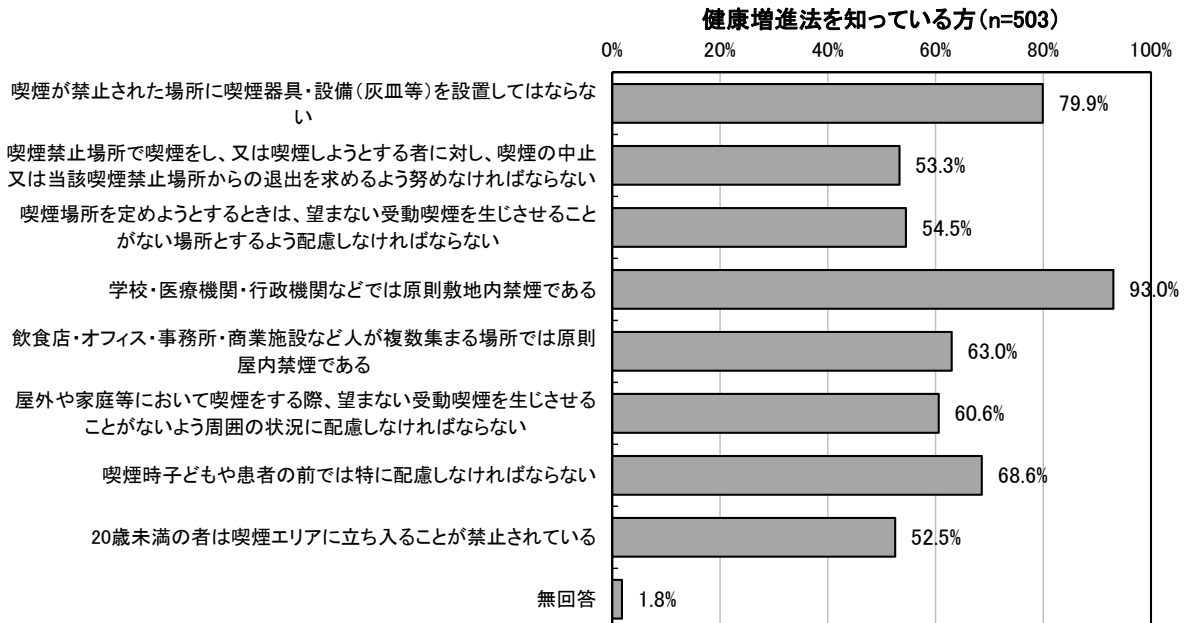
図 1-10 健康増進法改正により受動喫煙防止対策が強化されたことの認知度 (n=907)



(イ) 健康増進法の認知内容

健康増進法の認知内容については、「学校・医療機関・行政機関などでは原則敷地内禁煙である」が93.0%と最も多く、健康増進法について「知っている」と答えた施設の9割以上に認知されている。以下、「喫煙が禁止された場所に喫煙器具・設備（灰皿等）を設置してはならない」（79.9%）、「喫煙時子どもや患者の前では特に配慮しなければならない」（68.6%）の順になっている。

図 1-11 健康増進法の認知内容

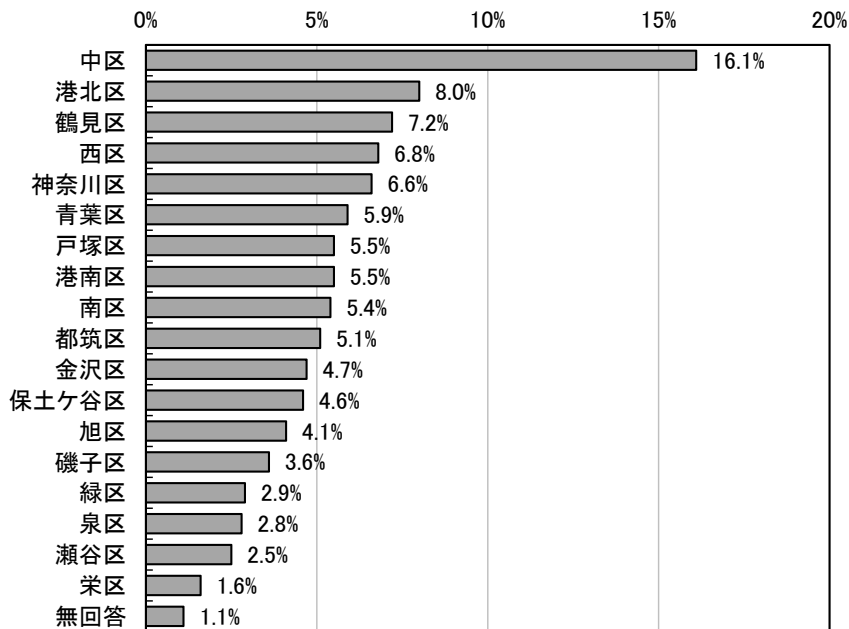


## Ⅱ. 第二種施設等

### (1) 施設・店舗の所在地、種別について

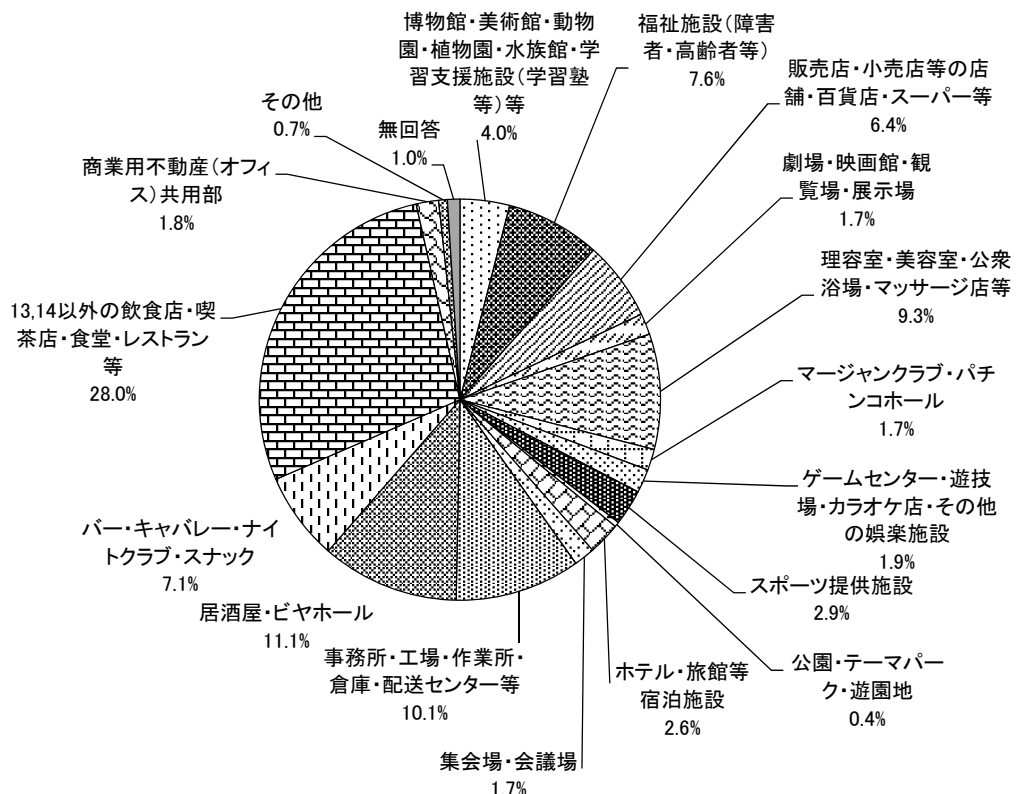
#### (ア) 施設・店舗の所在地

図 2-1 施設・店舗の所在地 (n=4174)



#### (イ) 施設・店舗の種別

図 2-2 施設・店舗の種別 (n=4174)



(ウ) 飲食店<sup>※1</sup>の既存特定飲食提供施設<sup>※2</sup>の割合

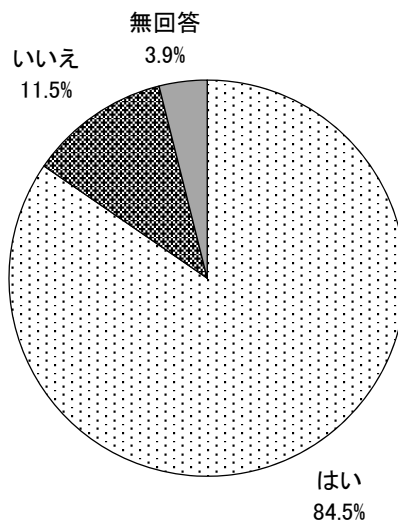
飲食店の既存特定飲食提供施設の割合についてみると、「はい」という回答が 84.5%<sup>※3</sup>となっている。

※1 調査票問2で選択肢 13（居酒屋・ビヤホール）、14（バー・キャバレー・ナイトクラブ・スナック）、15（13, 14 以外の飲食店・喫茶店・食堂・レストラン等）と回答した施設を「飲食店」と分類する。

※2 一定の条件を満たす既存の経営規模の小さな飲食店等については、経過措置として屋内の全部または一部を喫煙可能な場所として定めることができる。条件1：食品衛生法上の飲食店等営業許可を取得しており、設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われる施設。条件2：2020年4月1日時点で営業している。条件3：個人事業主、もしくは資本金又は出資の総額が5,000万円以下の法人。条件4：店舗の客席の面積が100平方メートル以下。

※3 屋内の全部または一部を喫煙可能な場所として定める経過措置を受けている割合を示すものではない。

図 2-3 飲食店の既存特定飲食提供施設の割合 (n=1928)



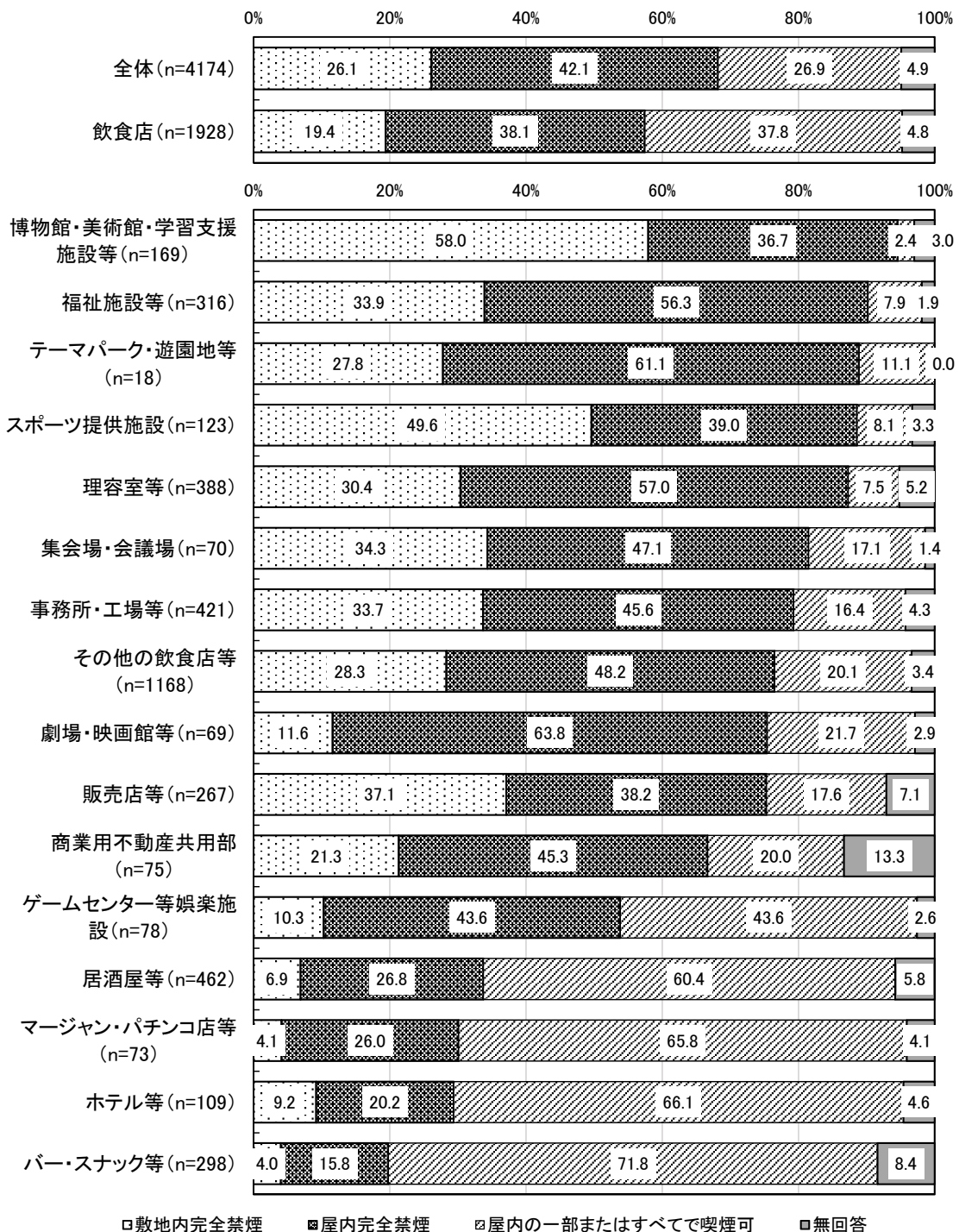
(2) 施設・店舗の現在の受動喫煙防止対策の状況について

(ア) 施設・店舗の現在の受動喫煙防止対策状況

第二種施設等の施設・店舗における状況は、全体でみると、「屋内完全禁煙」が42.1%で最も高く、ついで「屋内の一部またはすべてで喫煙可」(26.9%)、「敷地内完全禁煙」(26.1%)の順となっている。

業種別でみると、割合にかなりバラつきがみられる。「博物館・美術館・学習支援施設等」と「スポーツ提供施設」では「敷地内完全禁煙」が多く、「福祉施設等」「劇場・映画館等」「理容室等」「テーマパーク・遊園地等」は「屋内完全禁煙」が多い。「屋内の一部またはすべてで喫煙可」は、「マージャン・パチンコ店等」「ホテル等」「居酒屋等」「バー・スナック等」で6～7割を占めている。

図 2-4 施設種別ごとの現在の受動喫煙防止対策状況



(イ) 施設・店舗の現在の受動喫煙防止対策状況（詳細）

「屋内の一部またはすべてで喫煙可」を実施している施設・店舗の受動喫煙防止対策の詳細をみると、約半数（49.9%）が「店内のすべてで喫煙可能な喫煙可能店」と回答しており、次に「喫煙専用の部屋を設置している」（27.4%）が続いている。

飲食店の「屋内の一部またはすべてで喫煙可」を実施している施設・店舗の受動喫煙防止対策の詳細をみると、72.4%が「店内のすべてで喫煙可能な喫煙可能店」と回答している。

図 2-5 「屋内の一部またはすべてで喫煙可」を実施している施設・店舗の詳細状況（n=1122）

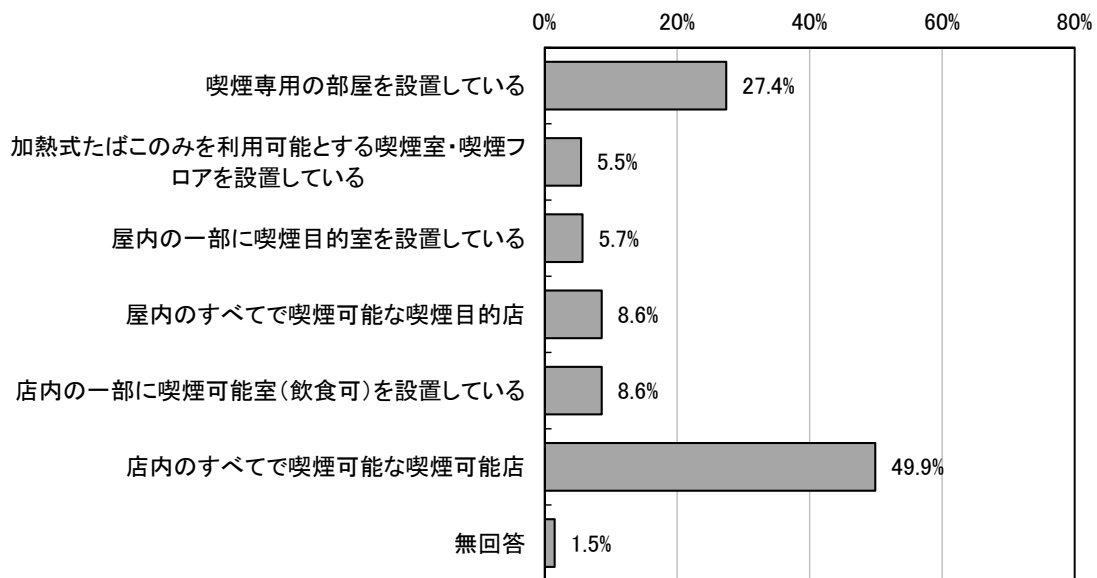
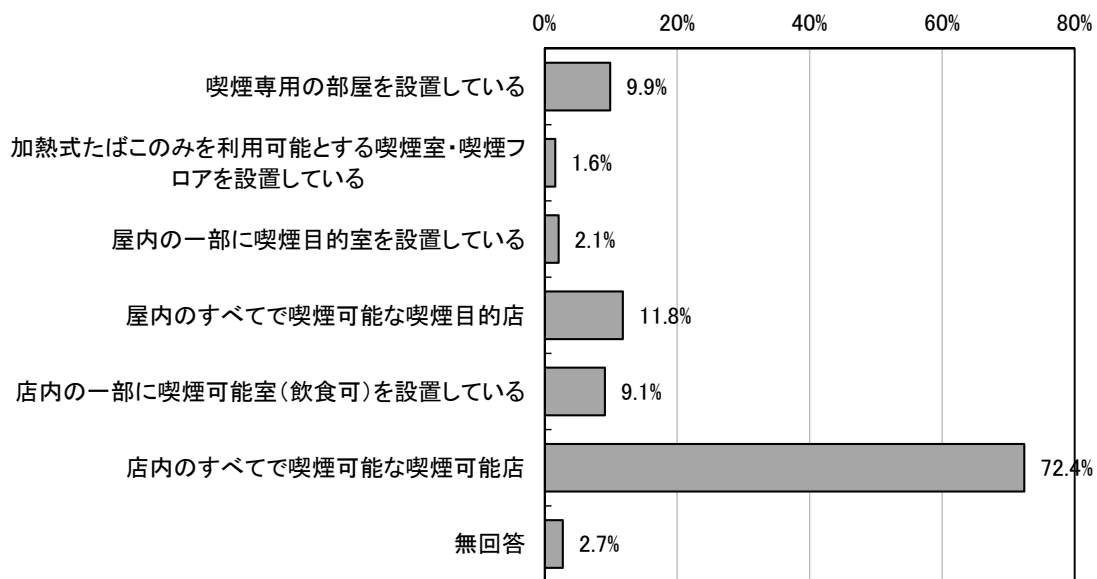


図 2-6 飲食店の「屋内の一部またはすべてで喫煙可」を実施している施設・店舗の詳細状況（n=728）

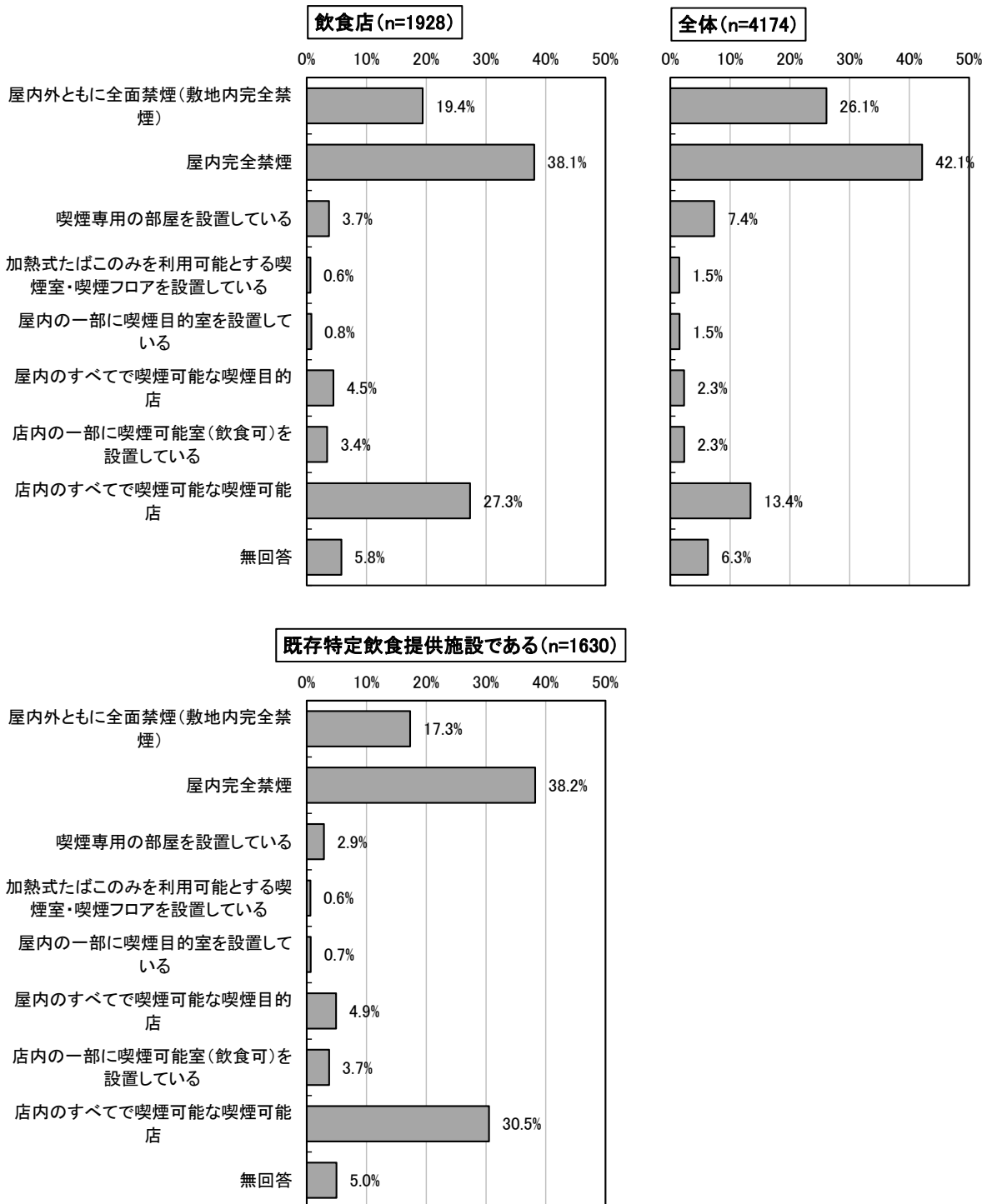


(ウ) 飲食店の受動喫煙防止対策状況

飲食店における受動喫煙防止対策の状況は、「屋内完全禁煙」が38.1%と最も高く、以下、「店内のすべてで喫煙可能な喫煙可能店」(27.3%)、「敷地内完全禁煙」(19.4%)の順となっている。全体と比べると、1番目は「屋内完全禁煙」で変わらないが、2番目と3番目が逆転しており、「店内のすべてで喫煙可能な喫煙可能店」は全体より約14ポイント高く、「敷地内完全禁煙」の施設は全体より約7ポイント低くなっている。

また、既存特定飲食提供施設の受動喫煙防止対策状況は、概ね飲食店と同じであるが、やや「敷地内完全禁煙」の割合が低く、「店内のすべてで喫煙可能な喫煙可能店」の割合が高い。

図 2-7 飲食店の受動喫煙防止対策状況

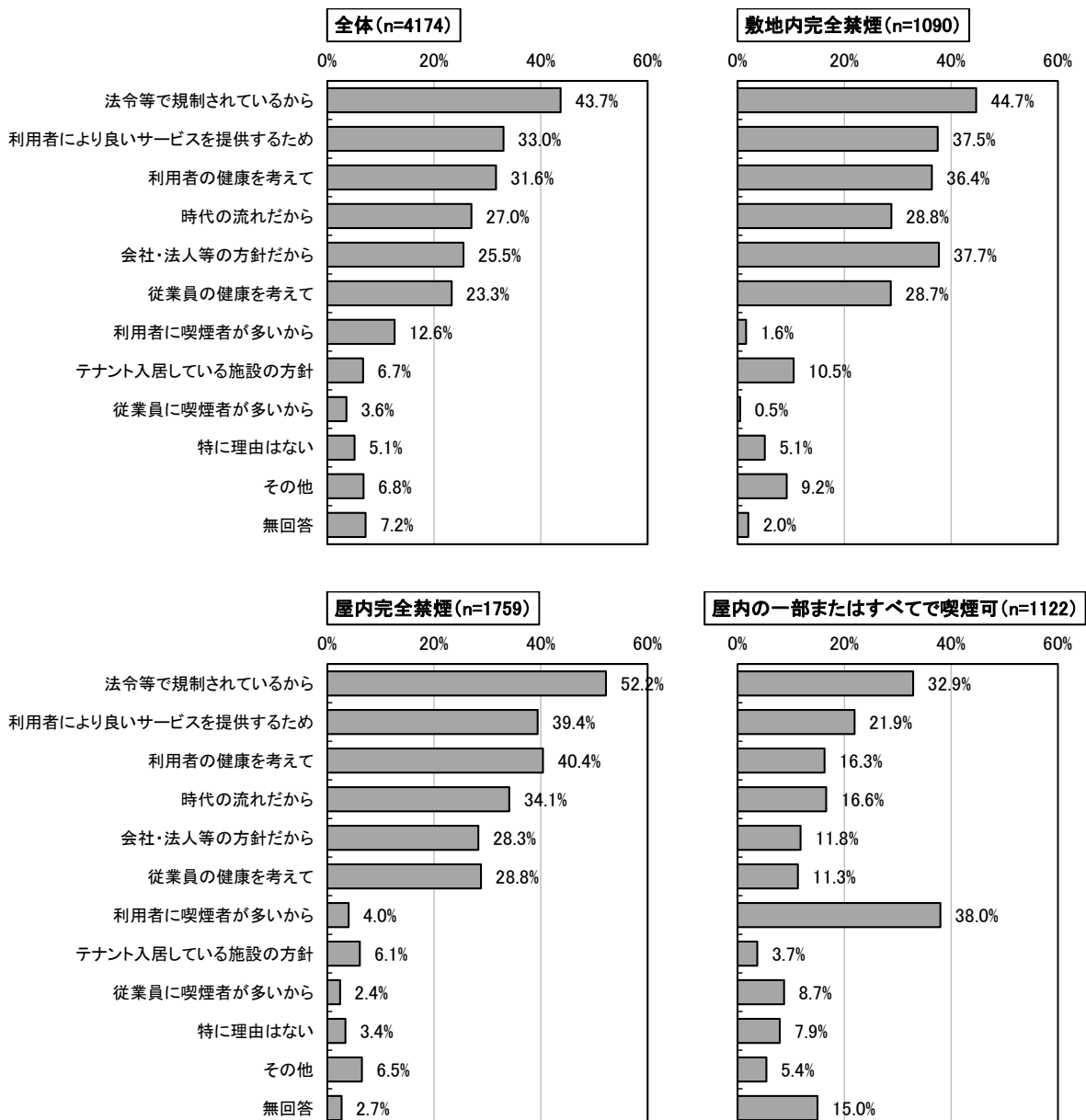


### (エ) 受動喫煙防止対策を実施している理由

受動喫煙防止対策を実施している理由についてみると、「法令等で規制されているから」が43.7%と最も多く、以下、「利用者により良いサービスを提供するため」(33.0%)、「利用者の健康を考えて」(31.6%)の順になっている。

喫煙状況別に実施理由をみると、「敷地内完全禁煙」または「屋内完全禁煙」を実施している施設・店舗では「法令等で規制されているから」という理由が最も多く、「屋内の一部またはすべてで喫煙可」の施設・店舗では「利用者に喫煙者が多いから」という理由が多い。

図 2-8 受動喫煙防止対策を実施している理由（受動喫煙防止対策状況ごと）



(オ) 屋外喫煙所の設置について

屋外喫煙所の設置についてみると、「設けている」が40.6%、「設けていない」は46.9%となっており、屋外喫煙所を設置していない施設・店舗の方が6.3ポイント多い。

飲食店においては、「設けていない」(49.5%)店舗が約半数となっており、「設けている」(36.3%)を13.2ポイント上回っている。

図 2-9 屋外喫煙所の設置 (n=2881)

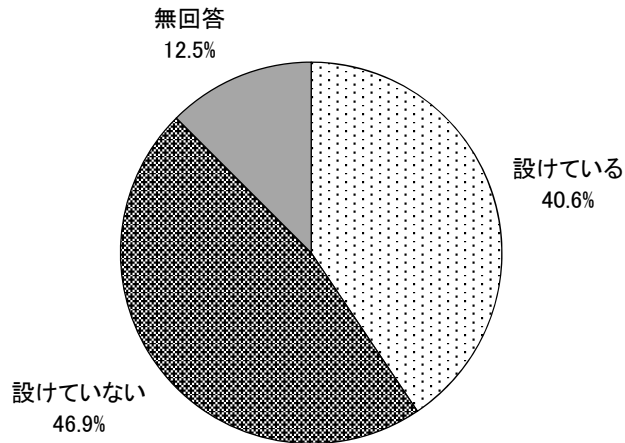
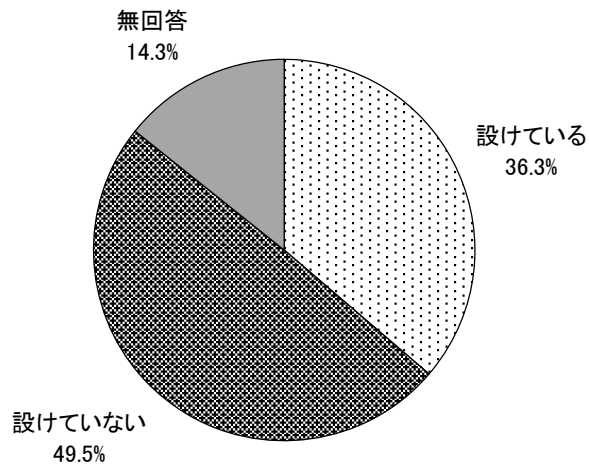


図 2-10 飲食店の屋外喫煙所の設置 (n=1462)





(カ) 屋外喫煙所の設置理由

屋外喫煙所の設置理由についてみると、「利用者へのサービスとして」が50.3%と半数以上で最も多く、以下、「利用者に喫煙者が多いから」(36.6%)、「従業員に喫煙者が多いから」(19.3%)の順になっている。

飲食店では、「利用者へのサービスとして」(62.6%)、「従業員に喫煙者が多いから」(49.1%)の上位2つが、他の理由を大きく引き離している。

図 2-11 屋外喫煙所の設置理由 (n=1169)

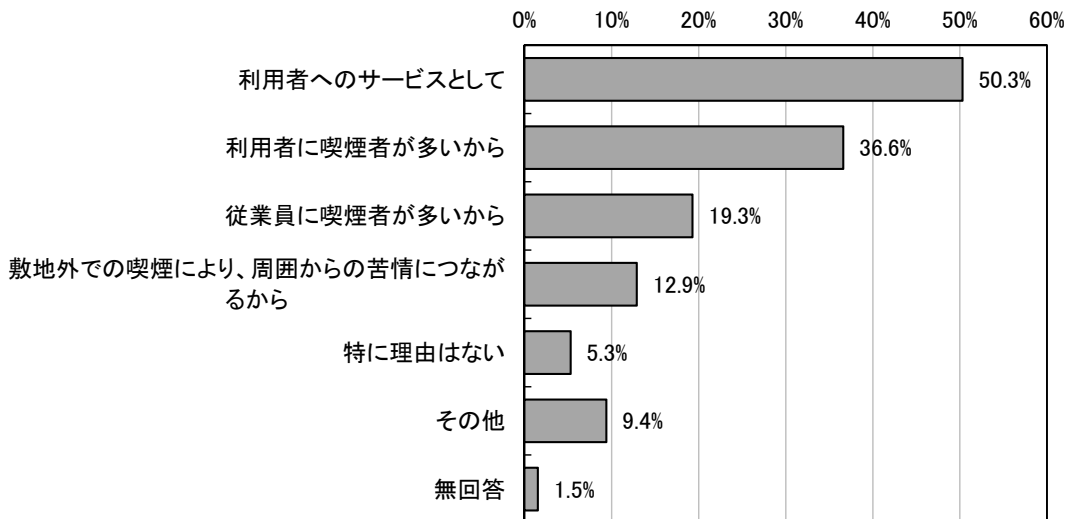
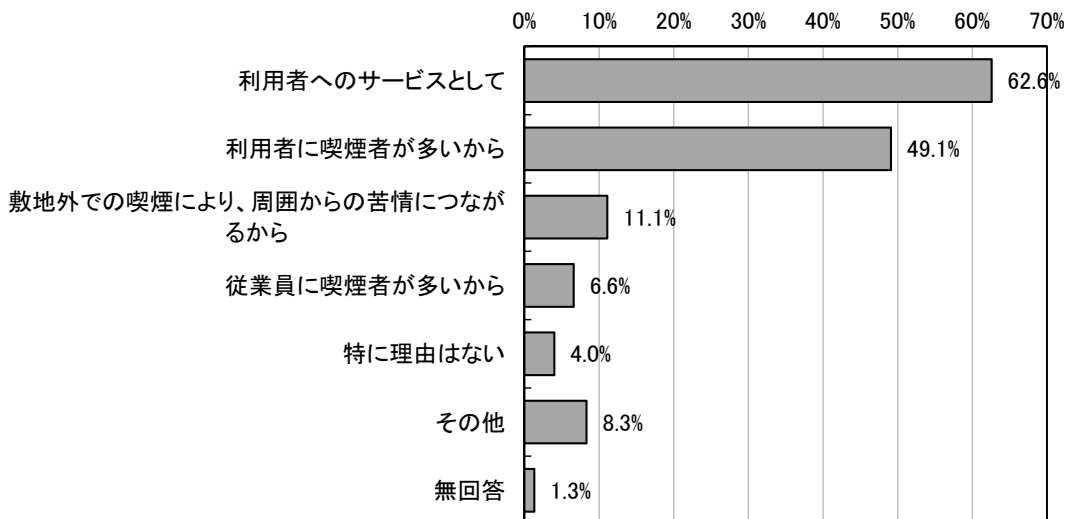


図 2-12 飲食店の屋外喫煙所の設置理由 (n=530)



(キ) 受動喫煙防止対策を示すための標識の掲示について

受動喫煙防止対策を示すための標識の掲示についてみると、全体では、「掲示していない」が48.4%と「掲示している」(47.2%)を若干上回っている。喫煙状況別に標識の掲示をみると、「屋内の一部またはすべてで喫煙可」としている施設・店舗での掲示率が64.9%と全体と比べ約18ポイント高くなっている。

飲食店では、いずれの喫煙状況においても6割以上の施設・店舗で標識を掲示しており、「屋内の一部またはすべてで喫煙可」の施設の掲示率は77.2%で飲食店全体(67.5%)に比べて約10ポイント高くなっている。

図 2-13 受動喫煙防止対策を示すための標識の掲示

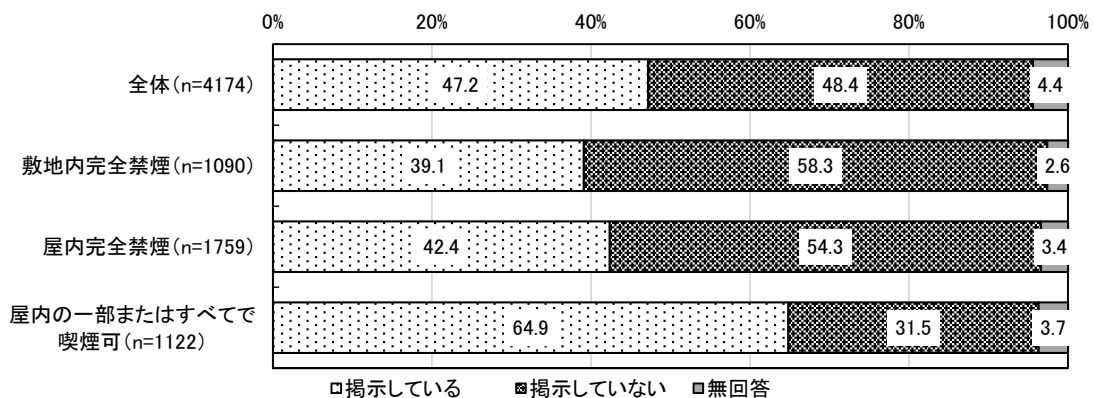
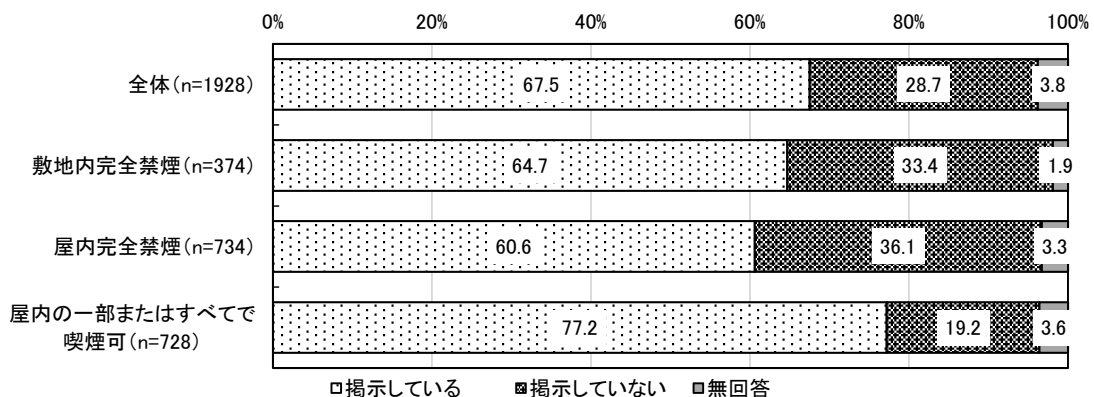
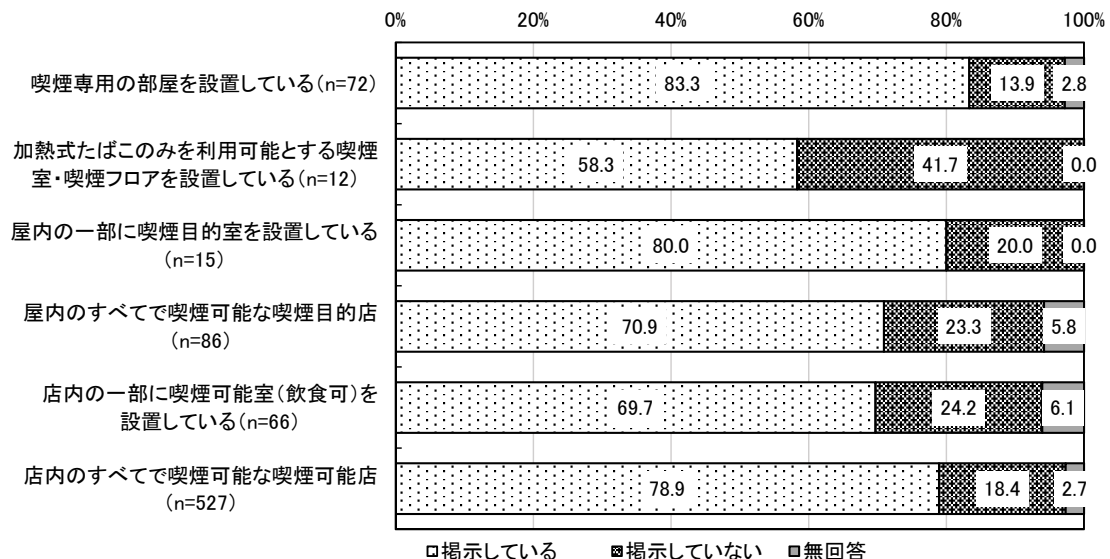


図 2-14 飲食店の受動喫煙防止対策を示すための標識の掲示



「屋内の一部またはすべてで喫煙可」の詳細



(ク) 受動喫煙防止対策を実施したことによる、利用客数の変化

受動喫煙防止対策を実施したことによる利用客数の変化についてみると、「変わらない」が48.9%と最も多く全体の半数近くになっている。

飲食店における受動喫煙防止対策を実施したことによる利用客数の変化についてみると、概ね全体と同様の傾向であるが、「減少した」が19.4%と多くなっている。

図 2-15 受動喫煙防止対策を実施したことによる、利用客数の変化

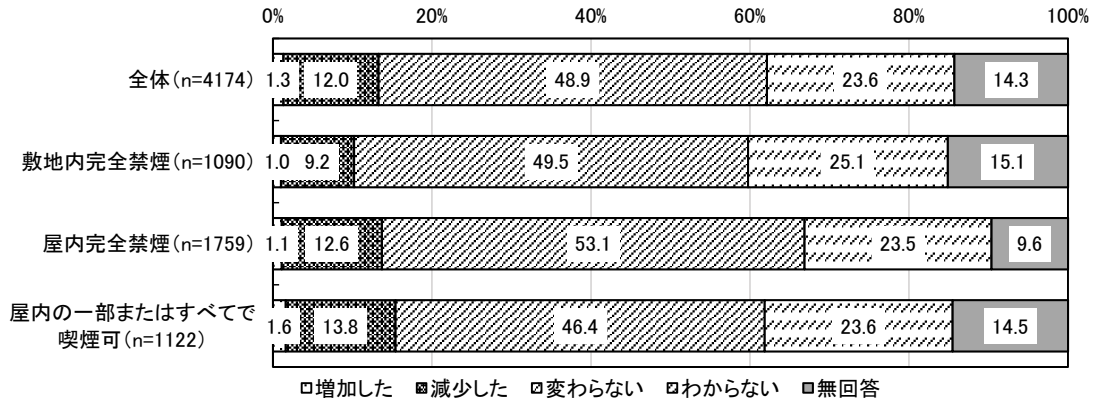
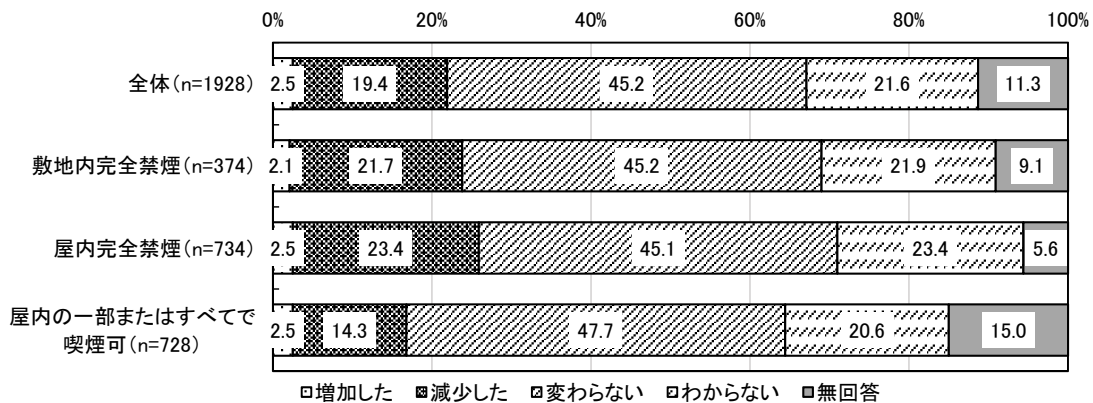
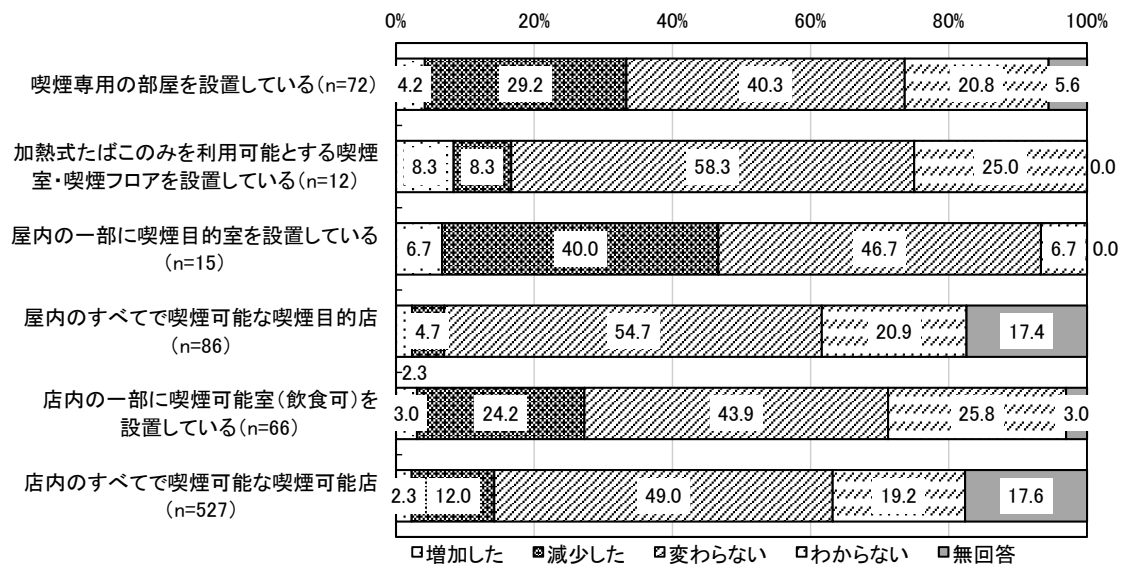


図 2-16 飲食店の受動喫煙防止対策を実施したことによる、利用客数の変化



「屋内の一部またはすべてで喫煙可」の詳細



(ケ) 新型コロナウイルス感染症の影響による、喫煙環境の整備について

喫煙環境の整備にあたって、新型コロナウイルス感染症の影響により変更した点があったかどうかについてみると、「特に変更していない」が82.7%と全体の8割を超えており、飲食店においても、全体と同様の傾向である。

図 2-17 新型コロナウイルス感染症の影響による、喫煙環境の整備について (n=4174)

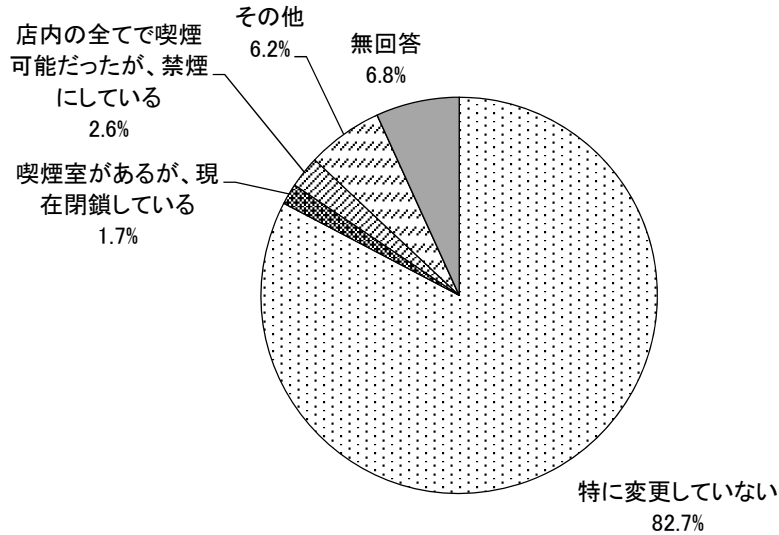
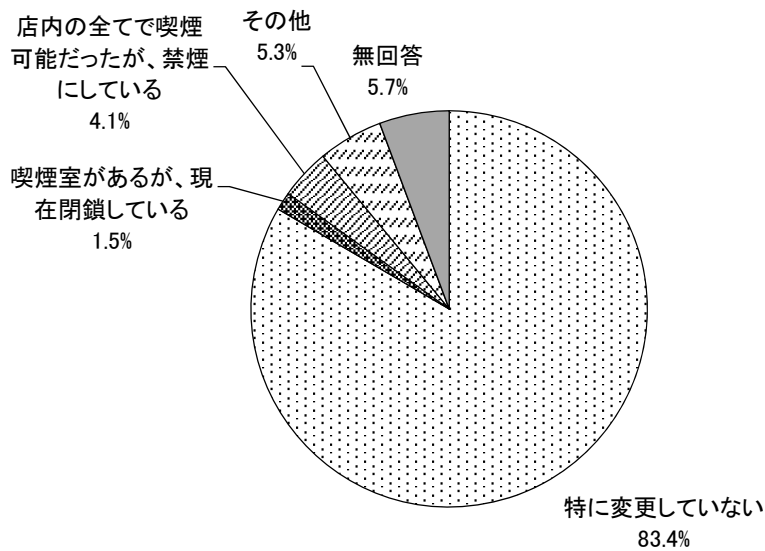


図 2-18 飲食店の新型コロナウイルス感染症の影響による、喫煙環境の整備について (n=1928)



### (3) 今後の受動喫煙防止対策について

#### (ア) 現在の受動喫煙防止対策状況ごとの今後の対策とその理由

「敷地内完全禁煙」を実施している施設では、今後の対策を「現状のまま」と回答した施設が85.4%と最も多く、その理由としては「法令等で規制されているから」を挙げている施設が45.1%と最も多い。

また、「屋内完全禁煙」の施設では、今後の対策を「現状のまま」と回答した施設が77.4%と最も多く、その理由としては「法令等で規制されているから」(44.0%)が最も多い。また、今後の対策を「禁煙化・喫煙環境の縮小化」と回答した施設が13.6%となっており、その主な理由は「利用者の健康を考えて」(55.4%)、「従業員の健康を考えて」(53.3%)が挙げられている。

次に「屋内の一部またはすべてで喫煙可」の施設では、今後の対策を「現状のまま」と回答した施設が72.1%と最も多く、その理由としては「利用者に喫煙者が多いから」(47.8%)が最も多い。また、今後の対策を「禁煙化・喫煙環境の縮小化」と回答した施設が16.7%となっており、主な理由としては「利用者の健康を考えて」(54.0%)、「時代の流れだから」(50.8%)が挙げられている。

図 2-19 現在の受動喫煙防止対策状況ごとの今後の対策

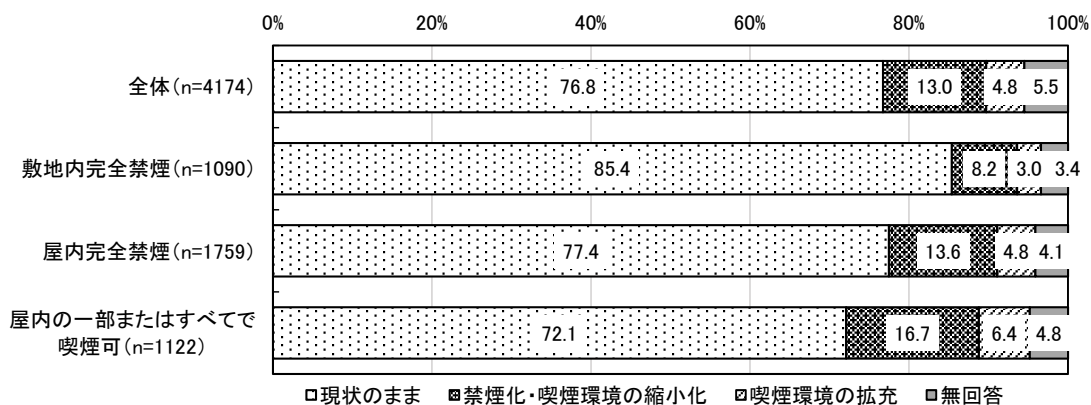


図 2-20 現在「敷地内完全禁煙」を実施している施設・店舗の今後の対策とその理由

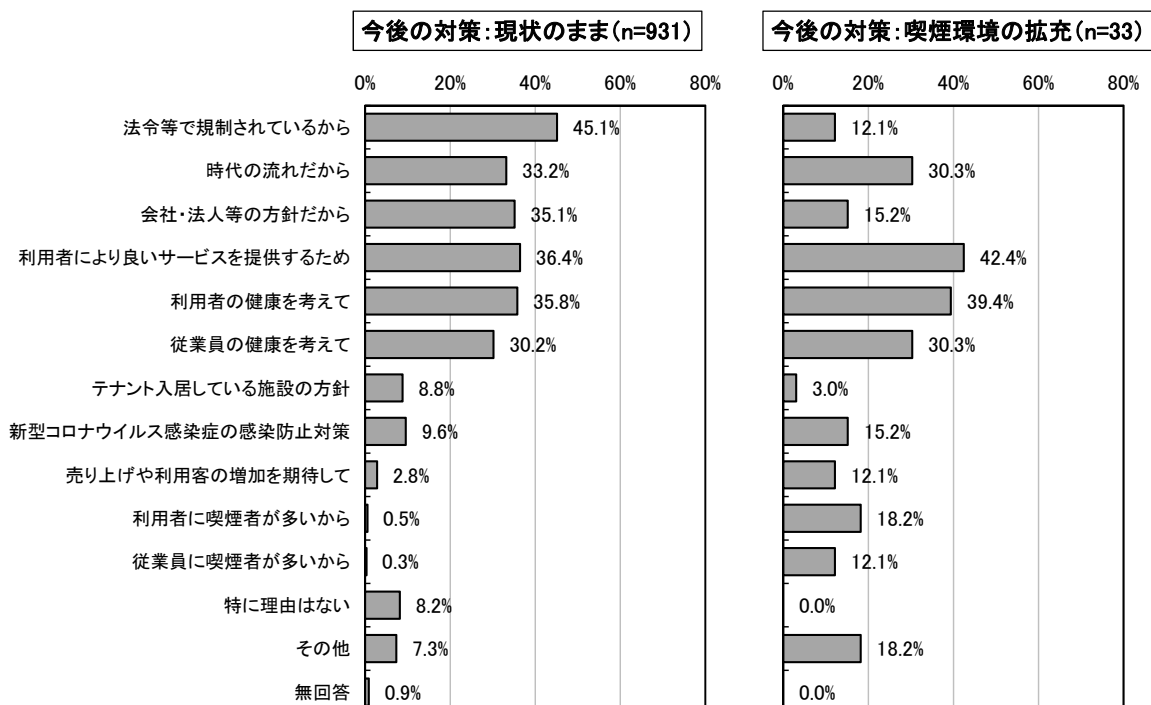


図 2-21 現在「屋内完全禁煙」を実施している施設・店舗の今後の対策とその理由

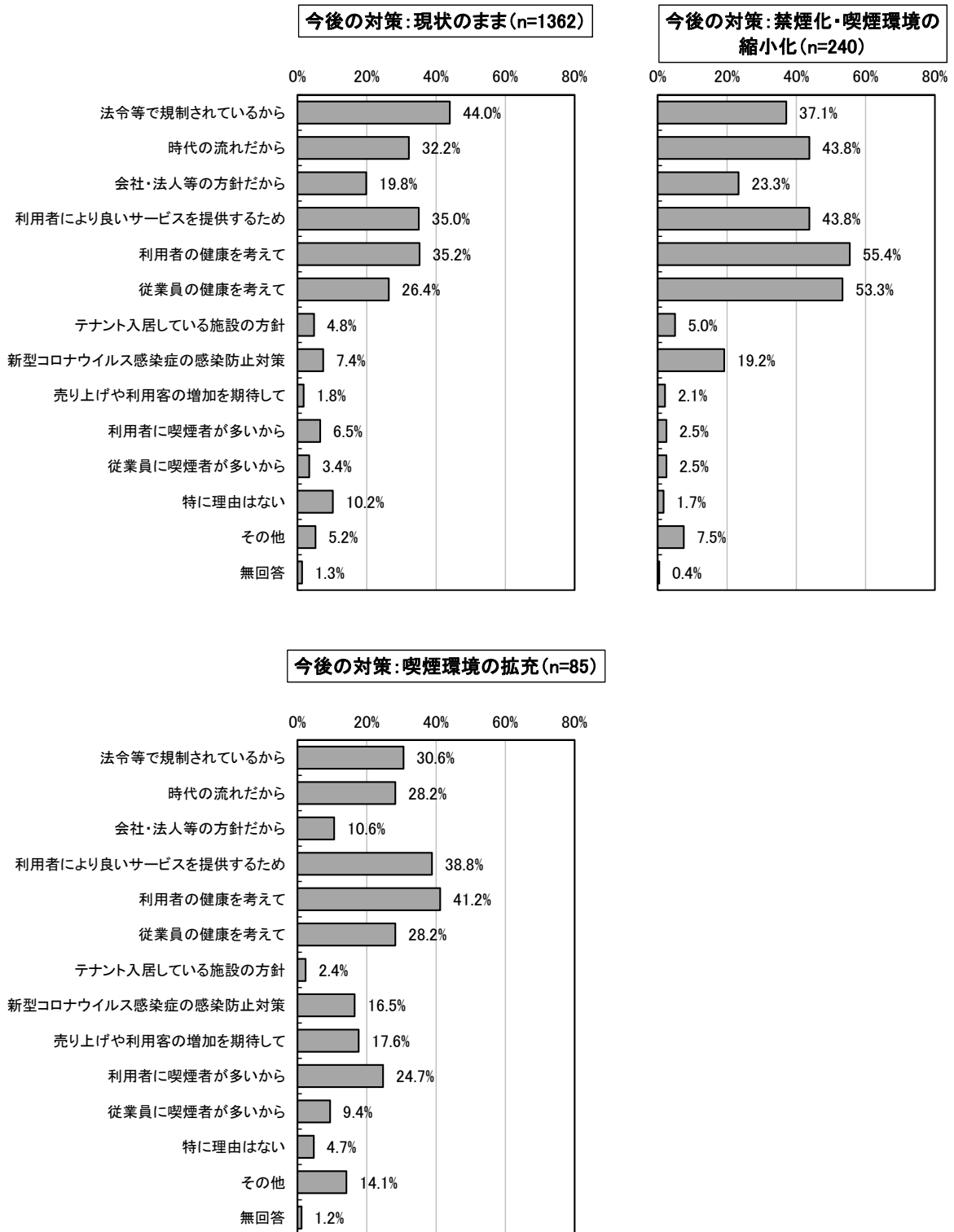
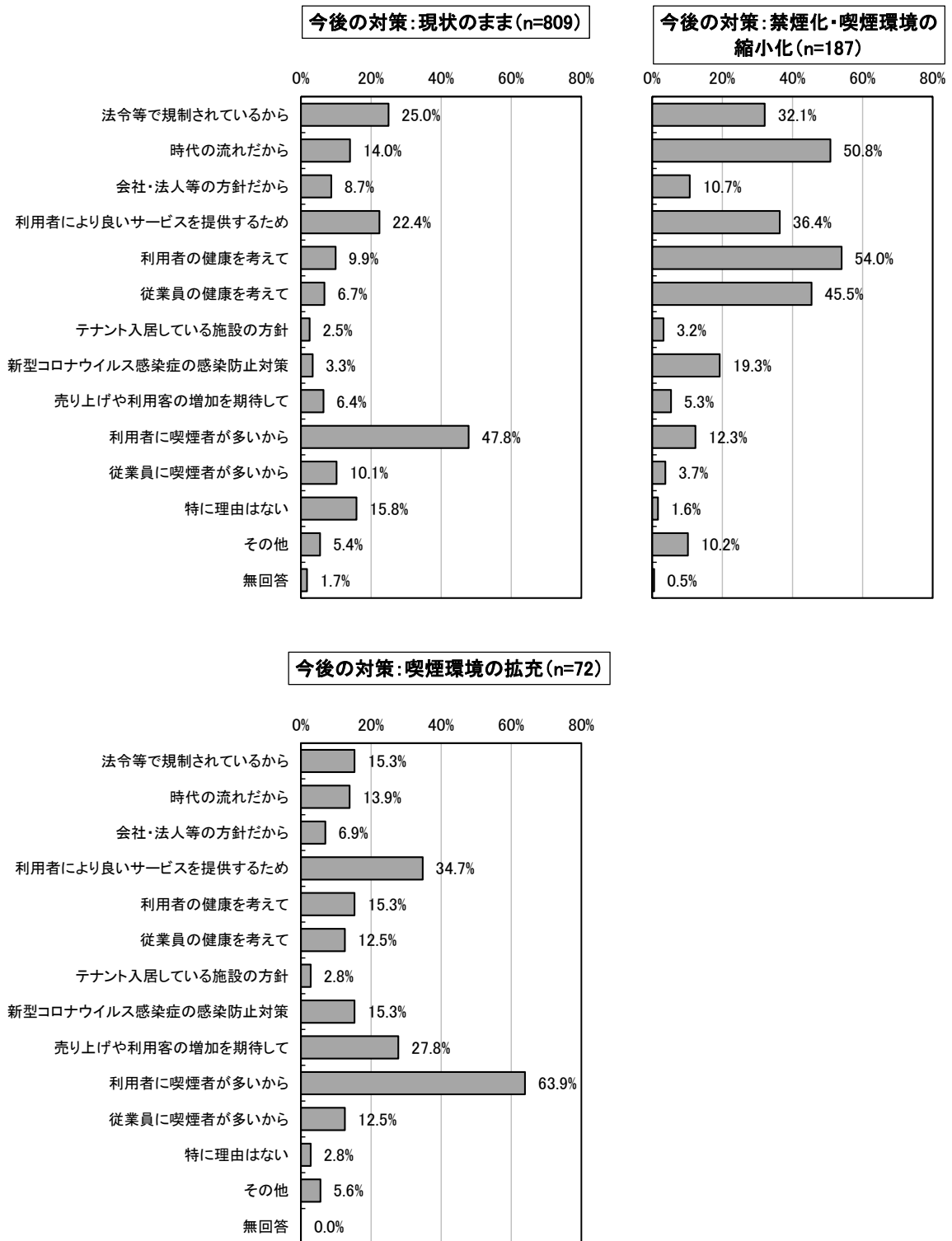


図 2-22 現在「屋内の一部またはすべてで喫煙可」を実施している施設・店舗の  
今後の対策とその理由



(イ) 飲食店の受動喫煙防止対策状況ごとの今後の対策とその理由

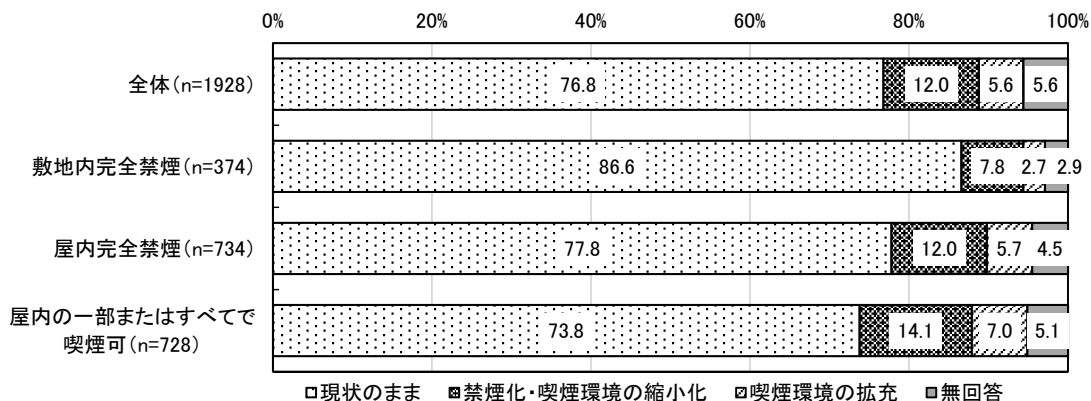
「敷地内完全禁煙」を実施している施設では、今後の対策「現状のまま」と回答した施設が 86.6%と最も多く、その理由としては「法令等で規制されているから」を挙げている施設が 64.5%と最も多い。

また、「屋内完全禁煙」の施設では、今後の対策を「現状のまま」と回答した施設が 77.8%と最も多く、その理由としては「法令等で規制されているから」(57.6%)が最も多い。今後の対策を「禁煙化・喫煙環境の縮小化」と回答した施設は 12.0%となっており、その主な理由としては「利用者の健康を考えて」(58.0%)、「利用者により良いサービスを提供するため」(53.4%)が挙げられている。

続いて「屋内の一部またはすべてで喫煙可」の施設では、今後の対策を「現状のまま」と回答した施設が 73.8%と最も多く、その理由としては「利用者に喫煙者が多いから」(61.8%)を挙げている施設が最も多い。また、「禁煙化・喫煙環境の縮小化」と回答した施設が 14.1%となっており、その主な理由としては「利用者の健康を考えて」(49.5%)、「時代の流れだから」(49.5%)が挙げられている。

第二種施設等全体と比較すると、概ね傾向は同様であるが、今後の対策を「禁煙化・喫煙環境の縮小化」と回答した割合がわずかに低くなっており、「屋内完全禁煙」の施設では 1.6 ポイント、「屋内の一部またはすべてで喫煙可」の施設では 2.6 ポイント低くなっている。

図 2-23 飲食店の受動喫煙防止対策状況ごとの今後の対策



「屋内の一部またはすべてで喫煙可」の詳細

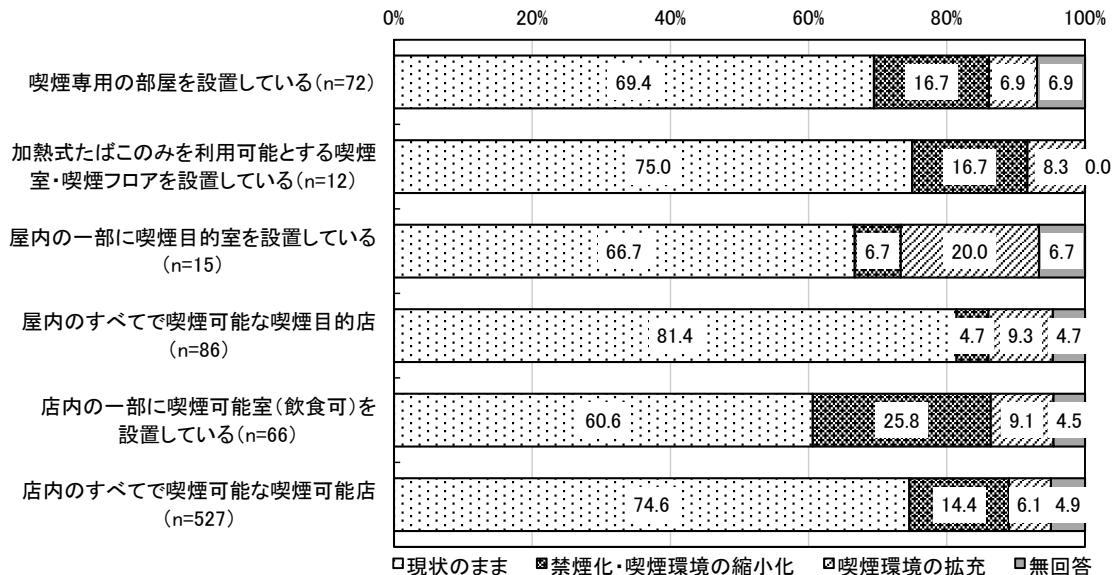




図 2-24 現在「敷地内完全禁煙」を実施している飲食店の今後の対策とその理由

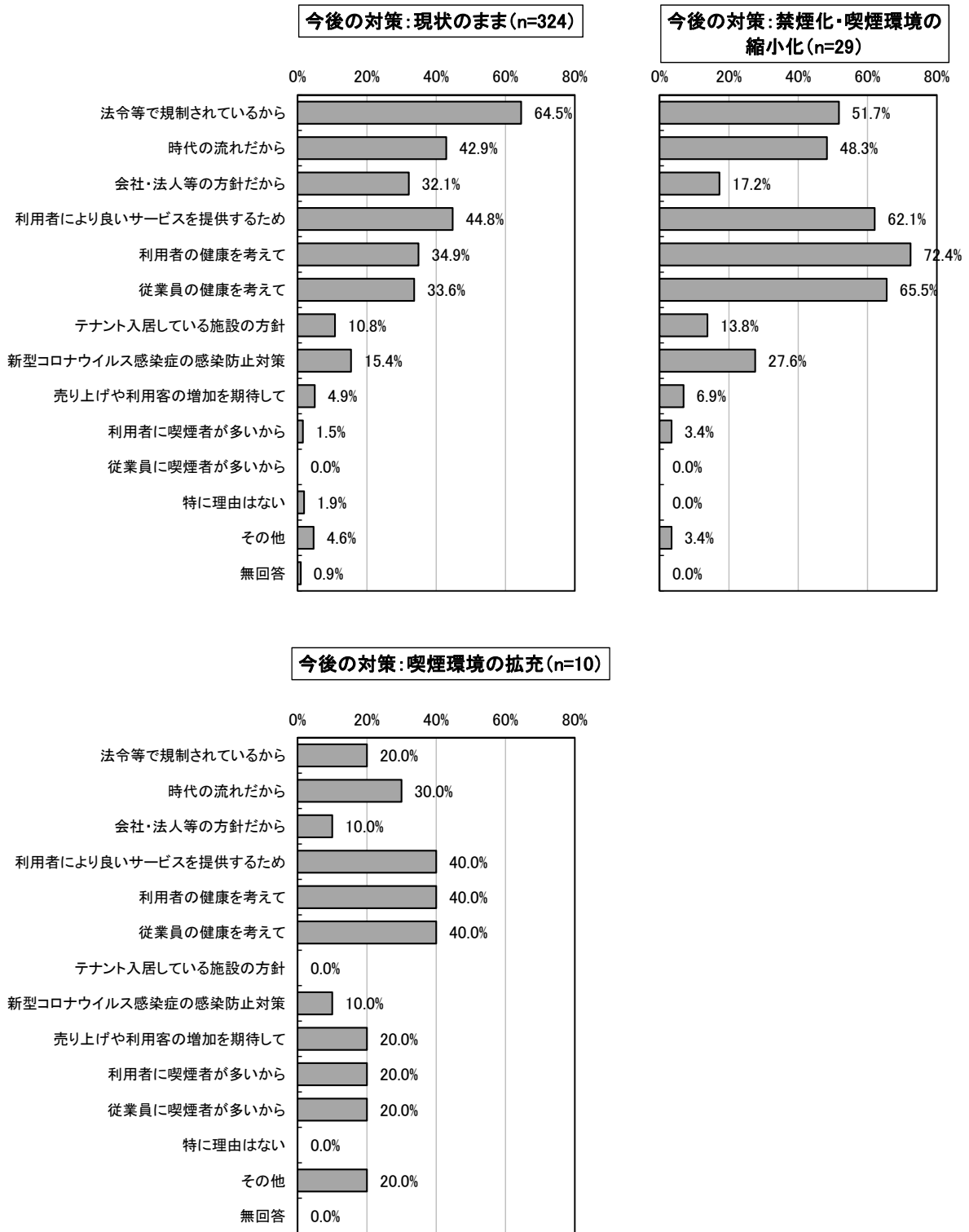


図 2-25 現在「屋内完全禁煙」を実施している飲食店の今後の対策とその理由

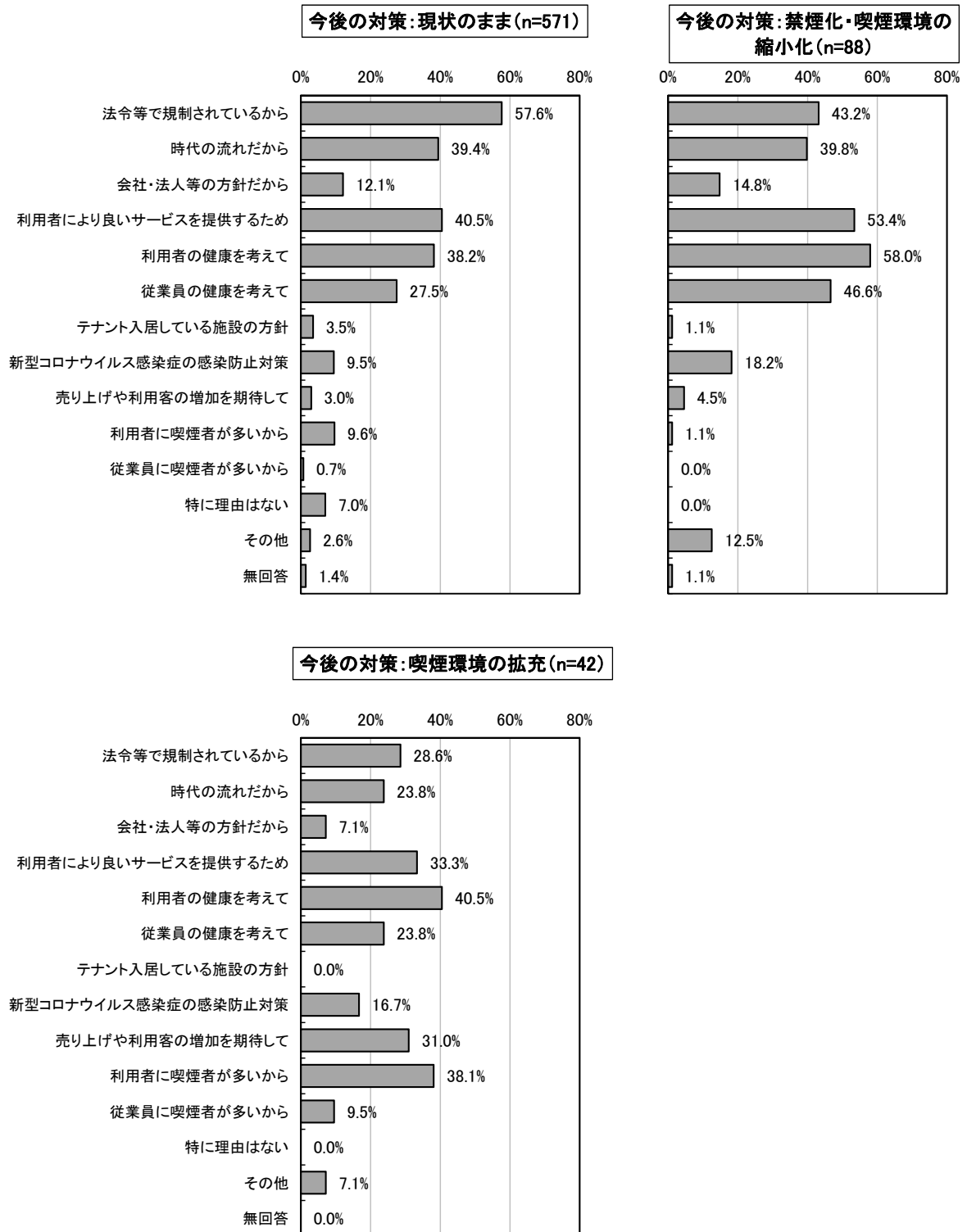


図 2-26 現在「屋内の一部またはすべてで喫煙可」を実施している飲食店の

今後の対策とその理由

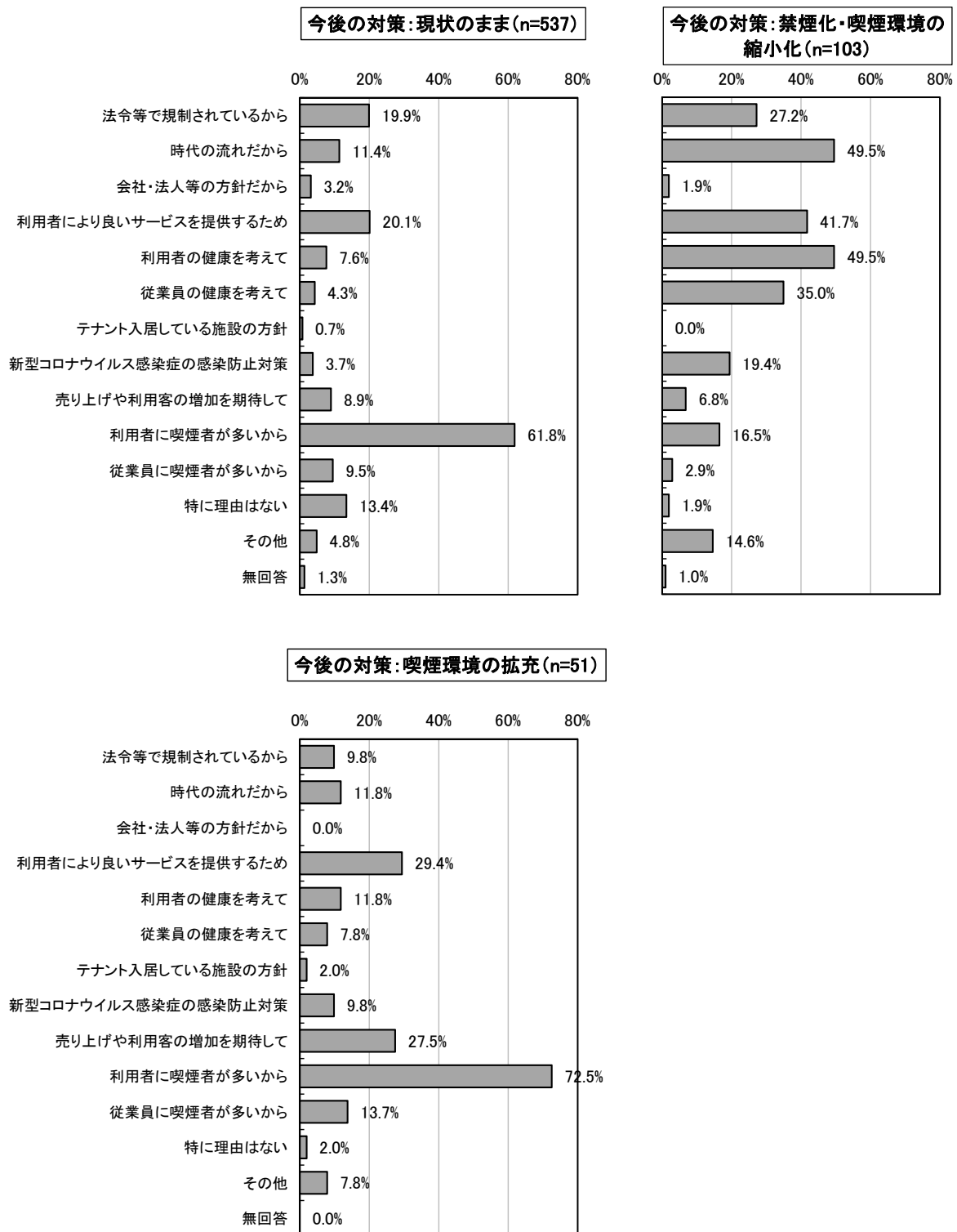


図 2-27 現在「喫煙専用の部屋を設置している」飲食店の  
今後の対策とその理由

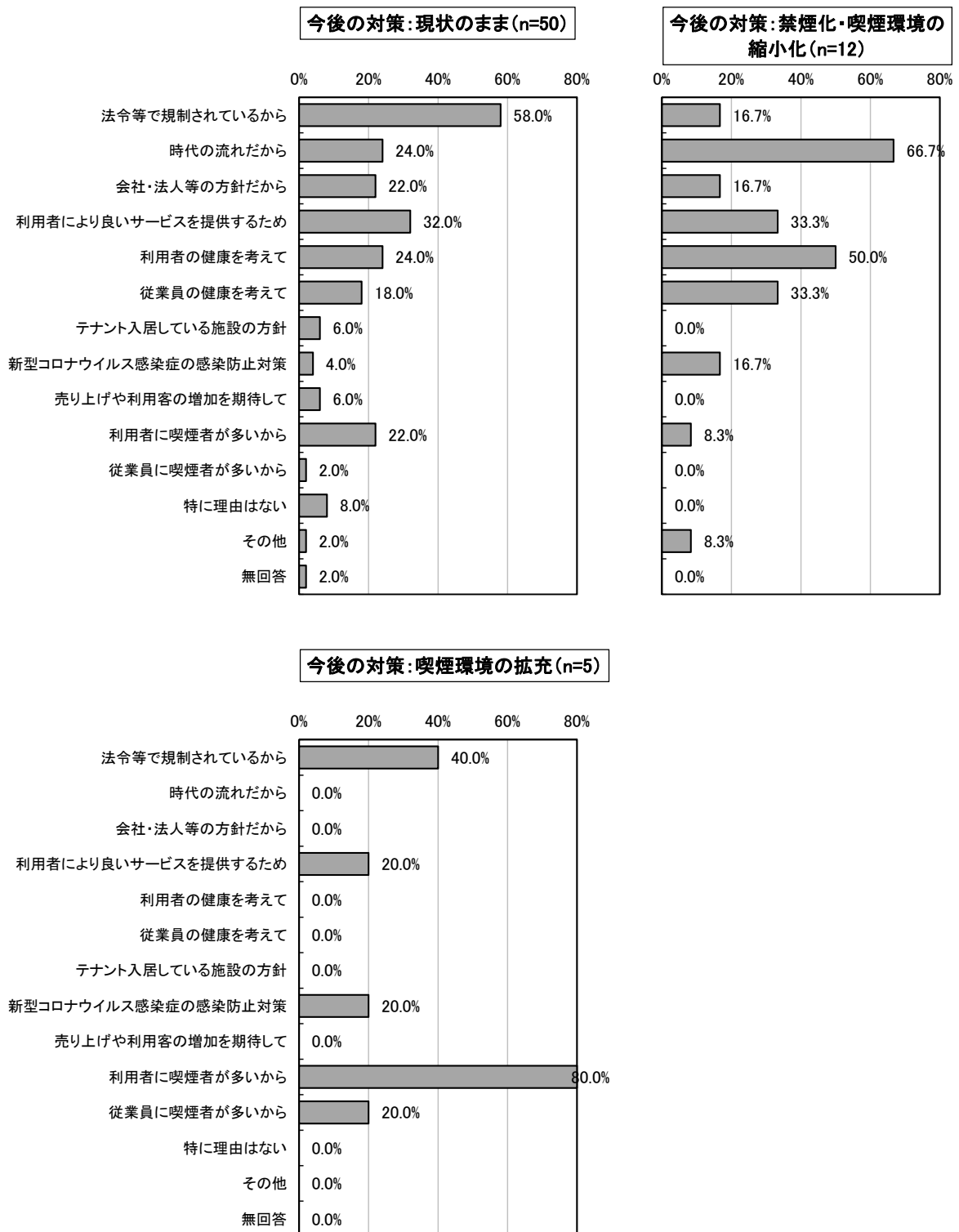


図 2-28 現在「加熱式たばこのみを利用可能とする喫煙室・喫煙フロアを設置している」

飲食店の今後の対策とその理由

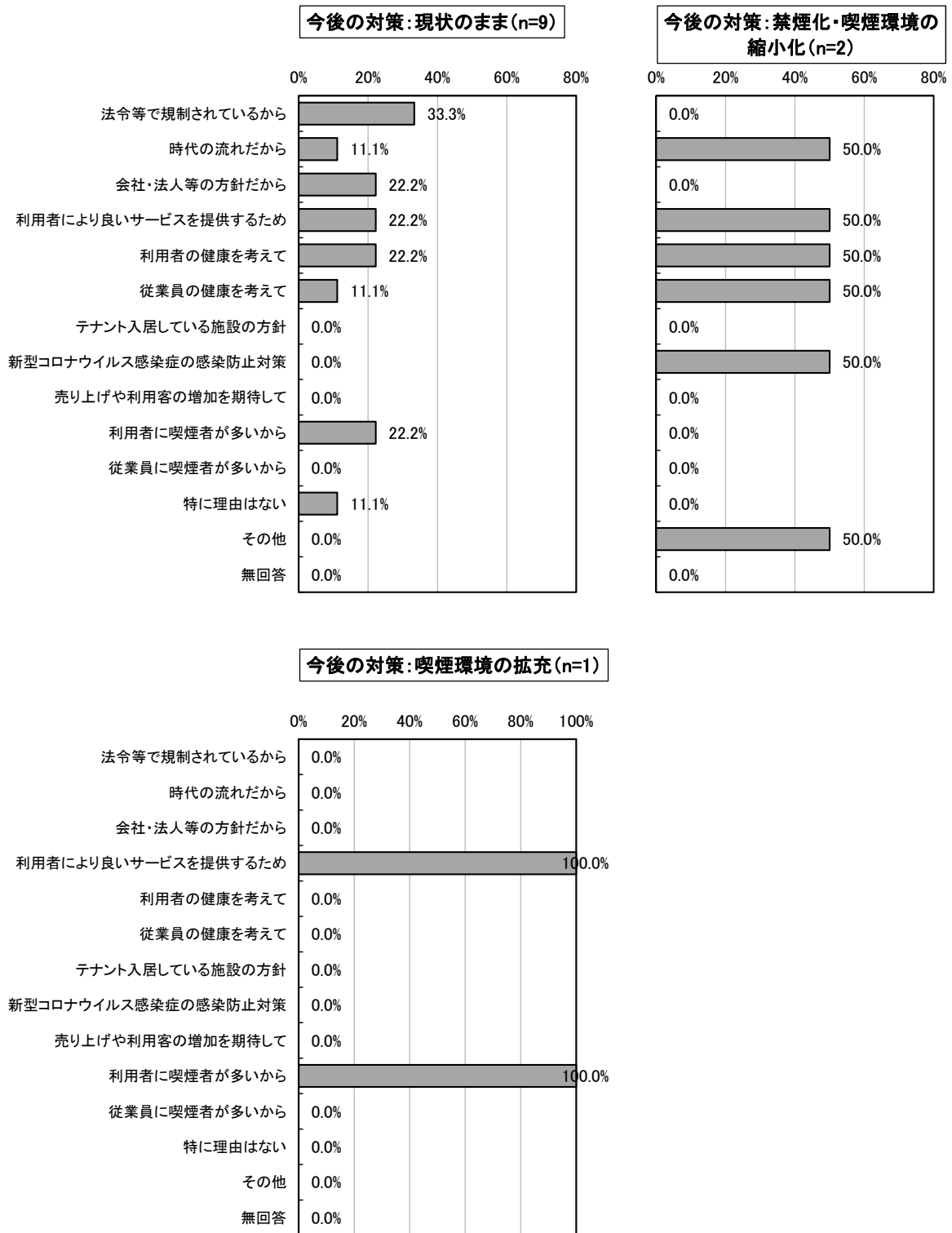


図 2-29 現在「屋内の一部に喫煙目的室を設置している」飲食店の

今後の対策とその理由

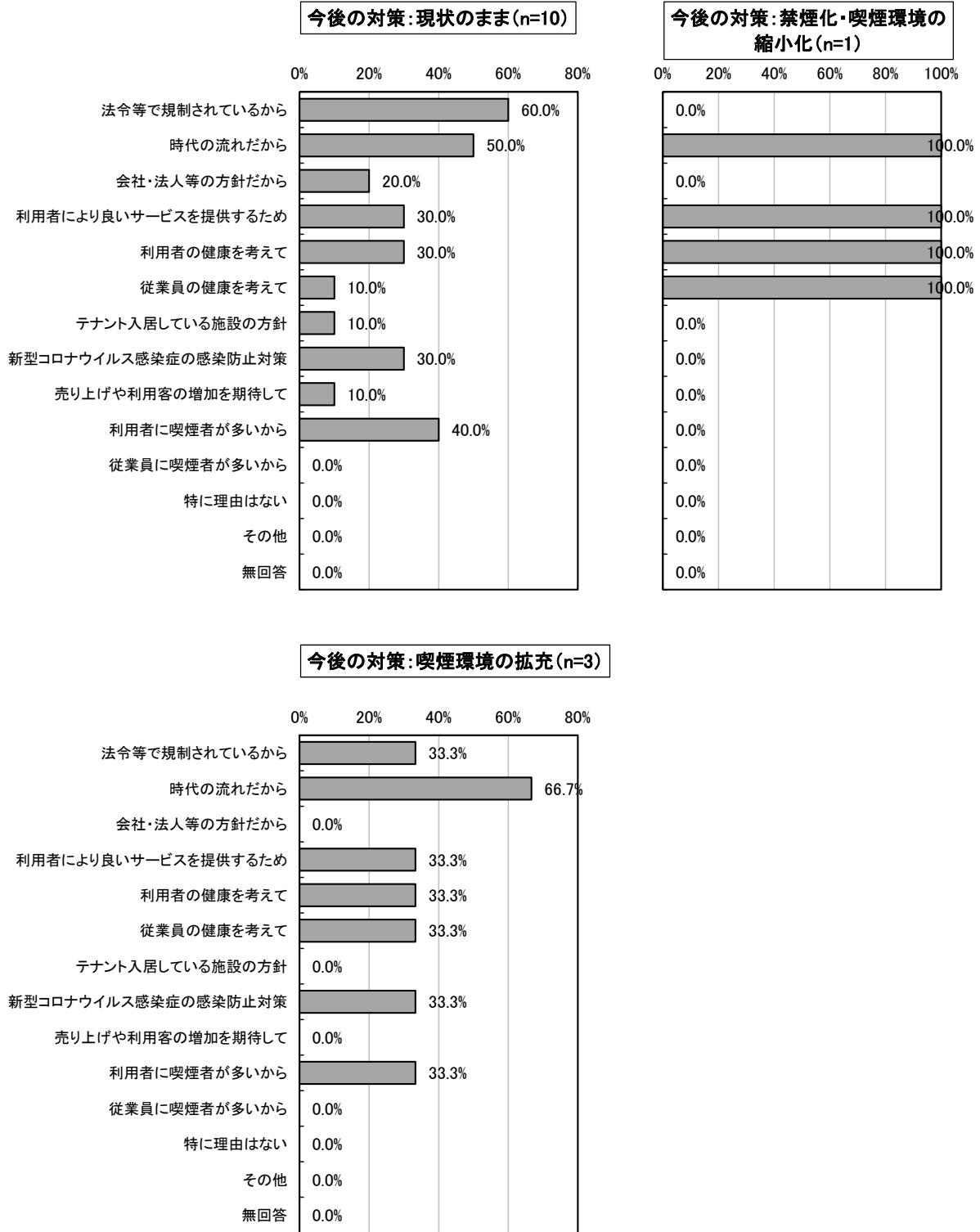


図 2-30 現在「屋内のすべてで喫煙可能な喫煙目的店」の飲食店の  
今後の対策とその理由

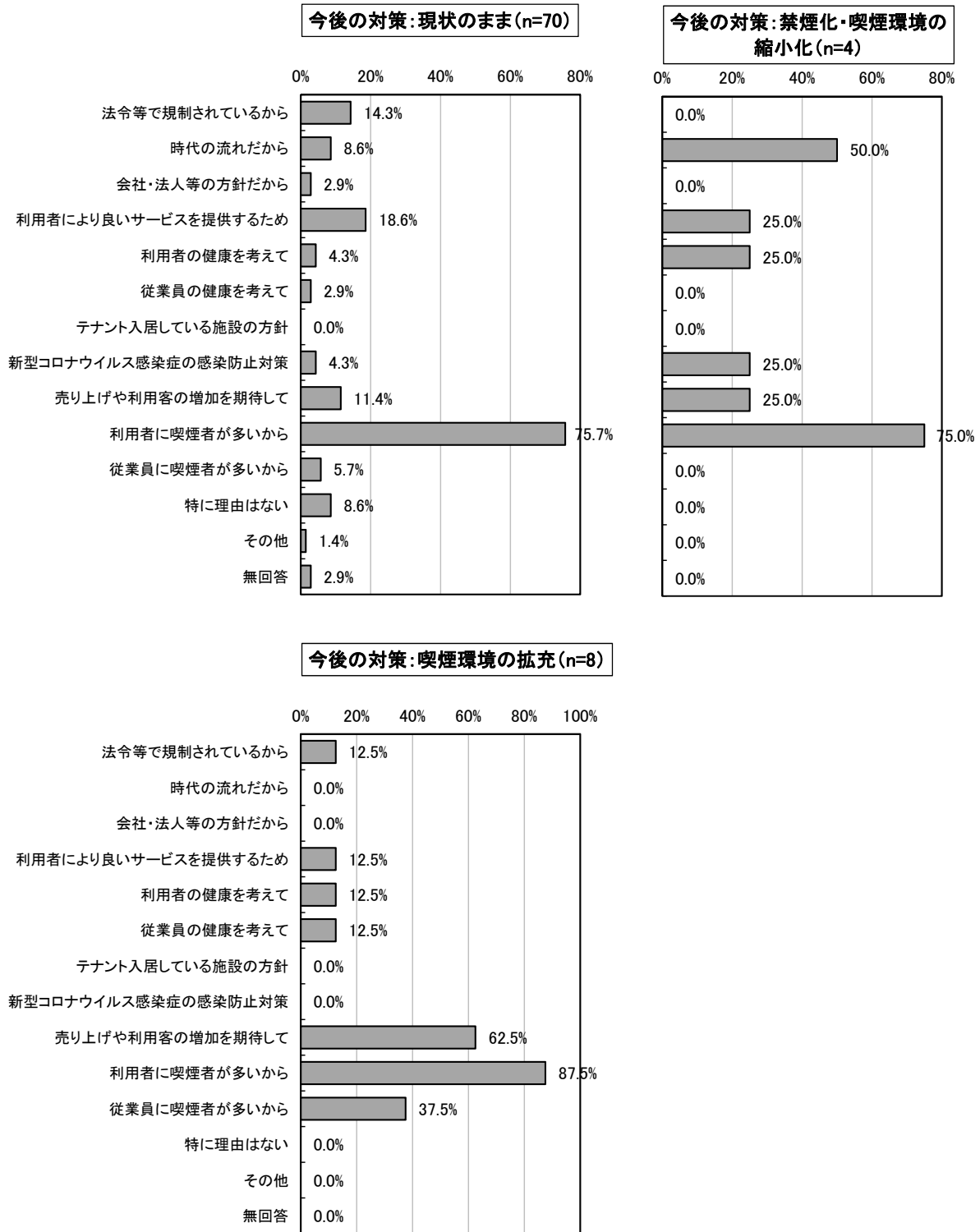


図 2-31 現在「店内の一部に喫煙可能室（飲食可）を設置している」飲食店の  
今後の対策とその理由

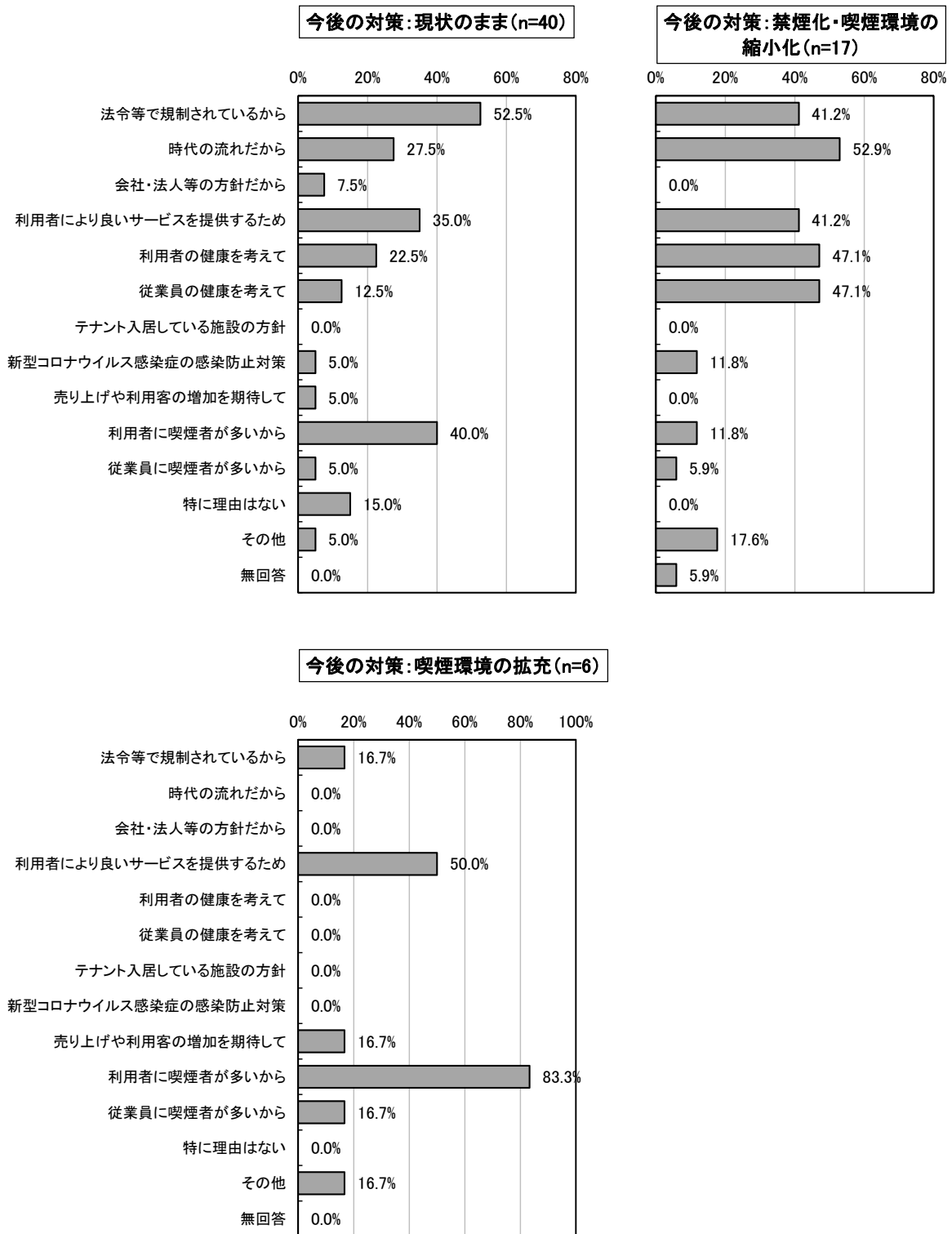
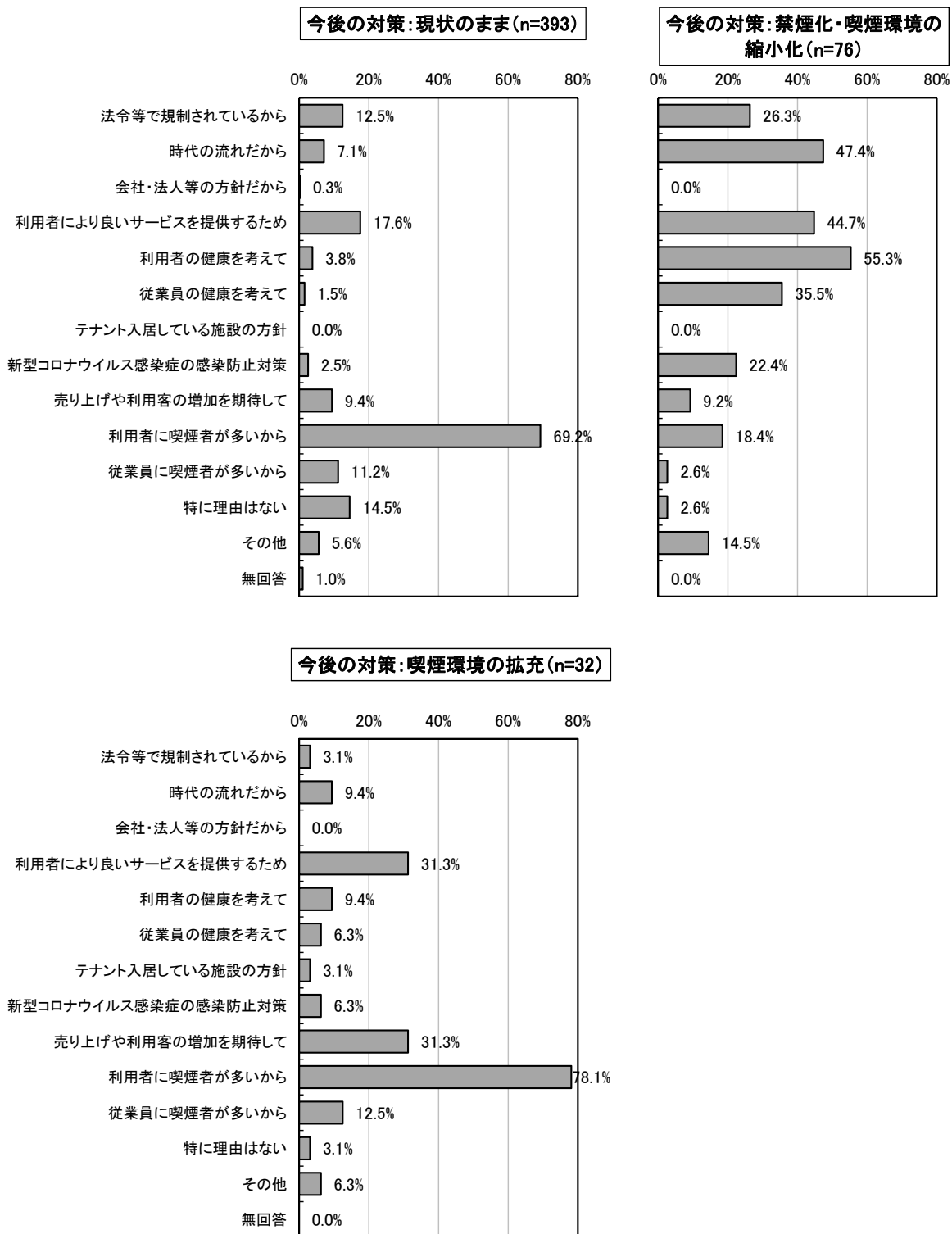




図 2-32 現在「店内のすべてで喫煙可能な喫煙可能店」の飲食店の

今後の対策とその理由



(ウ) 今後の受動喫煙防止対策に取り組むうえで困難なこと

今後、受動喫煙防止対策に取り組むうえで困難なことをみると、「特に困難なことはない」が47.8%と最も多く、困難なこととしては「喫煙場所を設置するための施設のスペースが不足している」(23.1%)、「喫煙場所の改善・改修に費用がかかる」(17.7%)となっている。

喫煙状況別にみると、「敷地内完全喫煙」「屋内完全喫煙」を実施している施設・店舗では、「特に困難なことはない」が最も多く、概ね全体と同様の傾向であるが、「屋内の一部またはすべてで喫煙可」としている施設・店舗では「喫煙場所を設置するための施設のスペースが不足している」42.4%が最も多い。

飲食店における今後の受動喫煙防止対策に取り組むうえでの困難なことは、概ね全体と同様の傾向ではあるが、全体と比較して「特に困難なことはない」と回答した施設が約8ポイント低く、その他困難なことを挙げている施設が全体的にやや多い。

図 2-33 今後の受動喫煙防止対策に取り組むうえで困難なこと

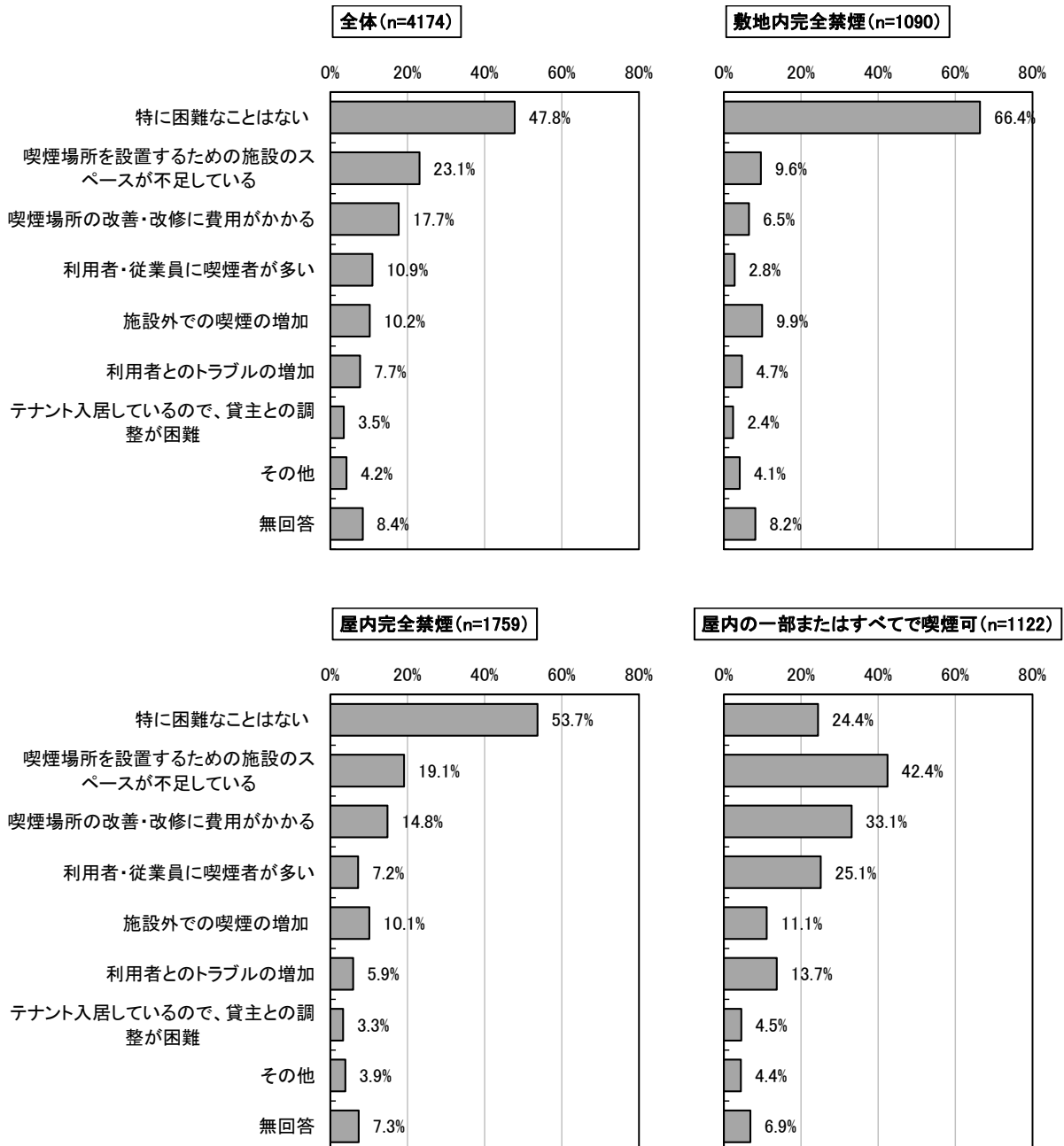
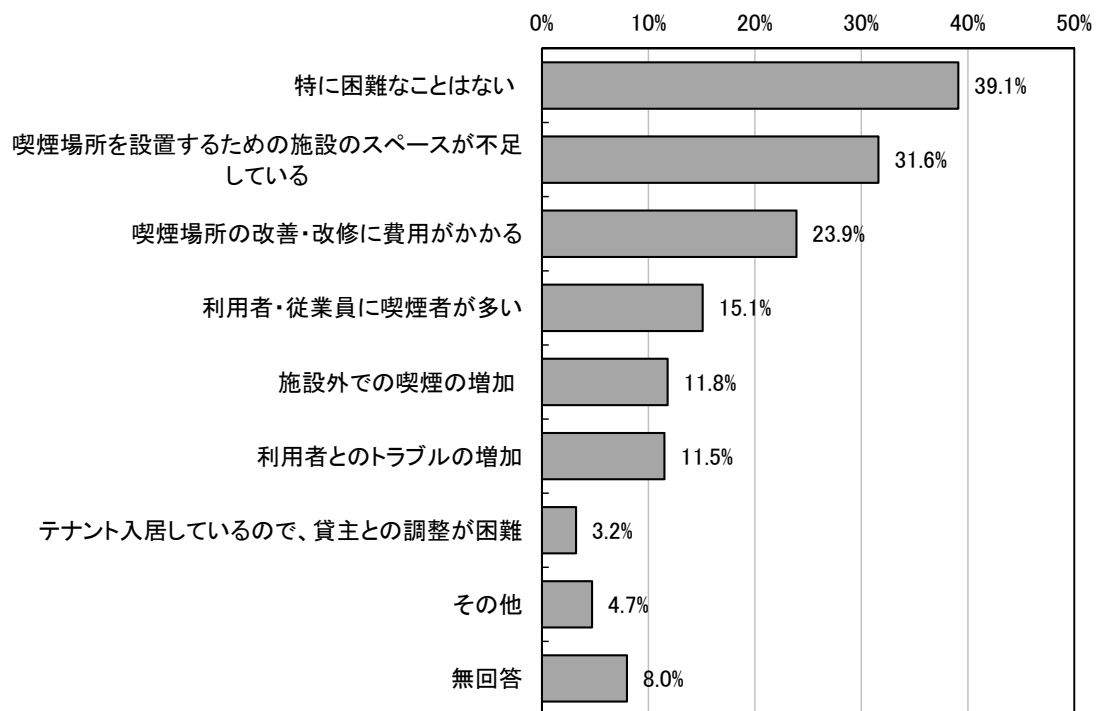


図 2-34 飲食店において今後の受動喫煙防止対策に取り組むうえで困難なこと (n=1928)



#### (4) 健康増進法について

##### (ア) 健康増進法改正により受動喫煙防止対策が強化されたことの認知度

健康増進法改正により受動喫煙防止対策が強化されたことの認知度については、全体の49.4%が「知っている」と回答した。

飲食店においては、全体と同傾向は同様だが、「知っている」が56.8%と半数を超えている。

図 2-35 健康増進法改正により受動喫煙防止対策が強化されたことの認知度 (n=4174)

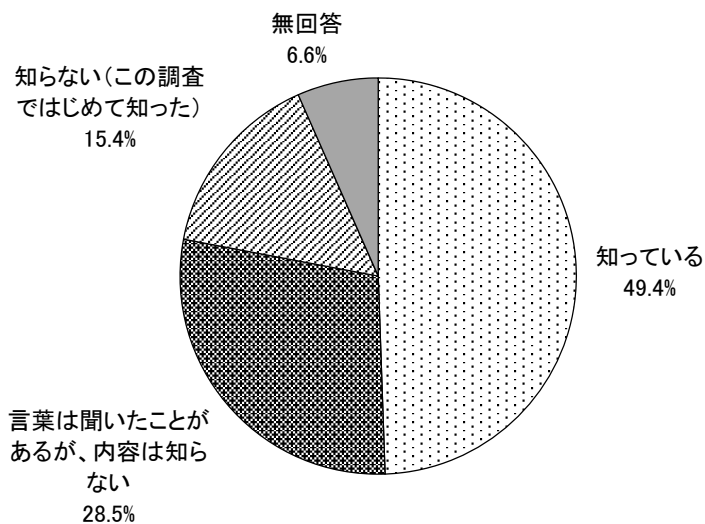
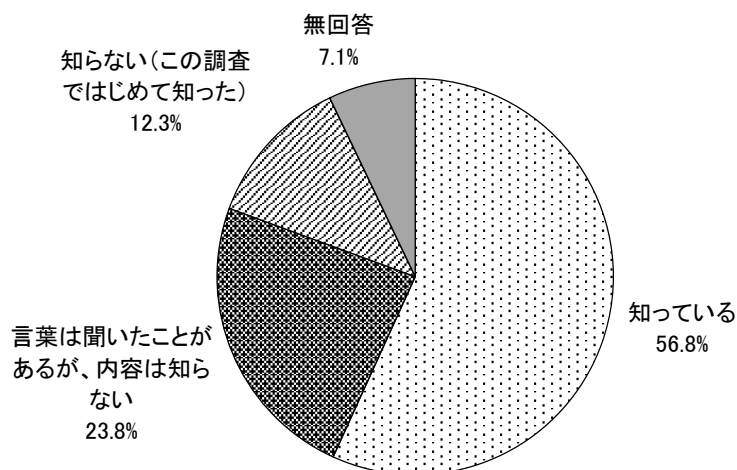


図 2-36 飲食店の健康増進法改正により受動喫煙防止対策が強化されたことの認知度 (n=1928)



(イ) 健康増進法の認知内容

健康増進法の認知内容については、「学校・医療機関・行政機関などでは原則敷地内禁煙である」が77.6%と最も多く、健康増進法について「知っている」と答えた施設の7割を超えている。以下、「20歳未満の場合、たとえ従業員であっても喫煙エリアに立ち入らせてはならない」64.9%、「喫煙時子どもや患者の前では特に配慮しなければならない」64.4%の順になっている。「義務違反があった場合、罰則（過料）が課されることがある」・「喫煙禁止場所で喫煙をし、又は喫煙しようとする者に対し、喫煙の中止又は当該喫煙禁止場所からの退出を求めるよう努めなければならない」については、「知っている」と回答した施設が5割未満となっている。

飲食店においても、概ね全体と同様の傾向である。

図 2-37 健康増進法の認知内容

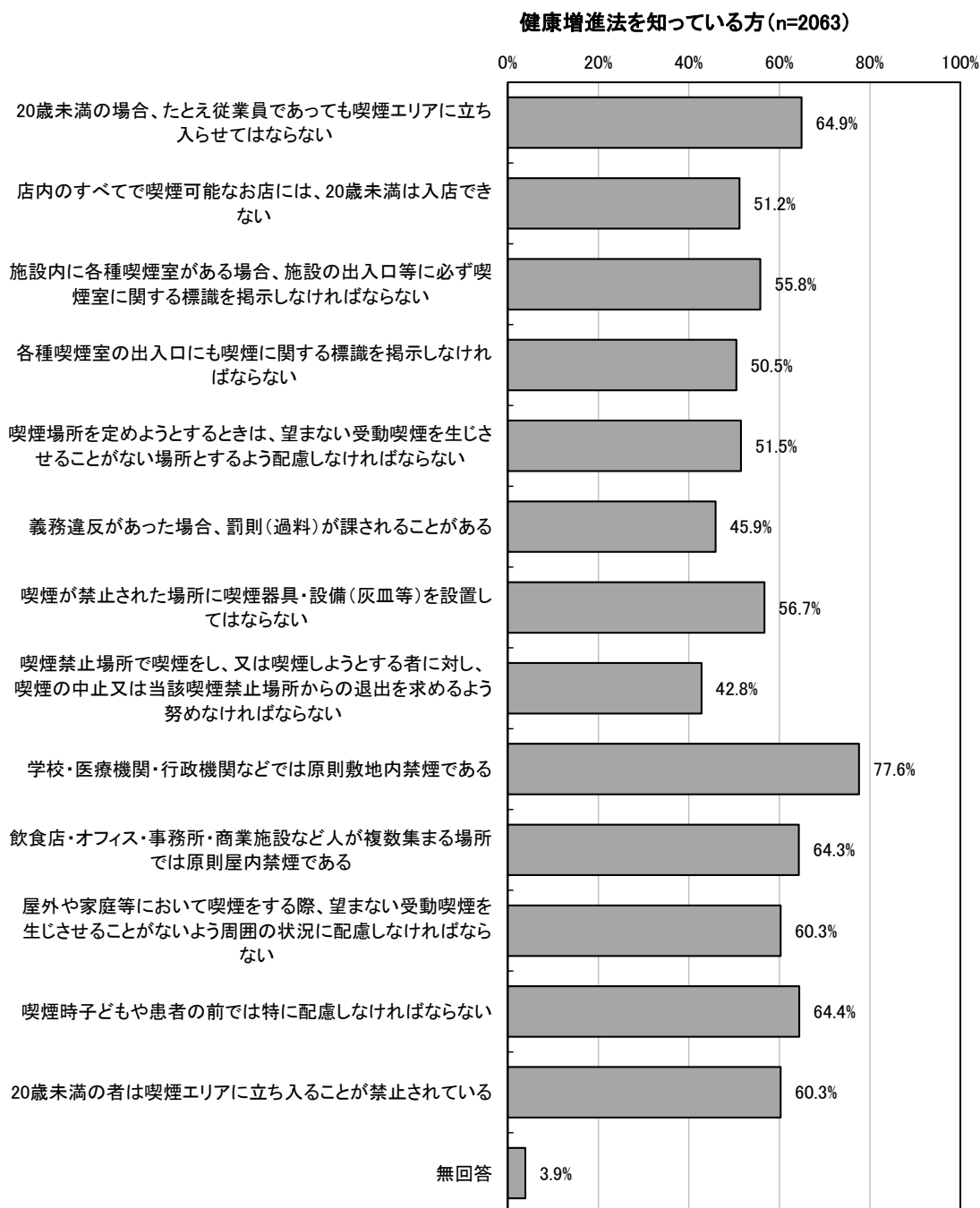
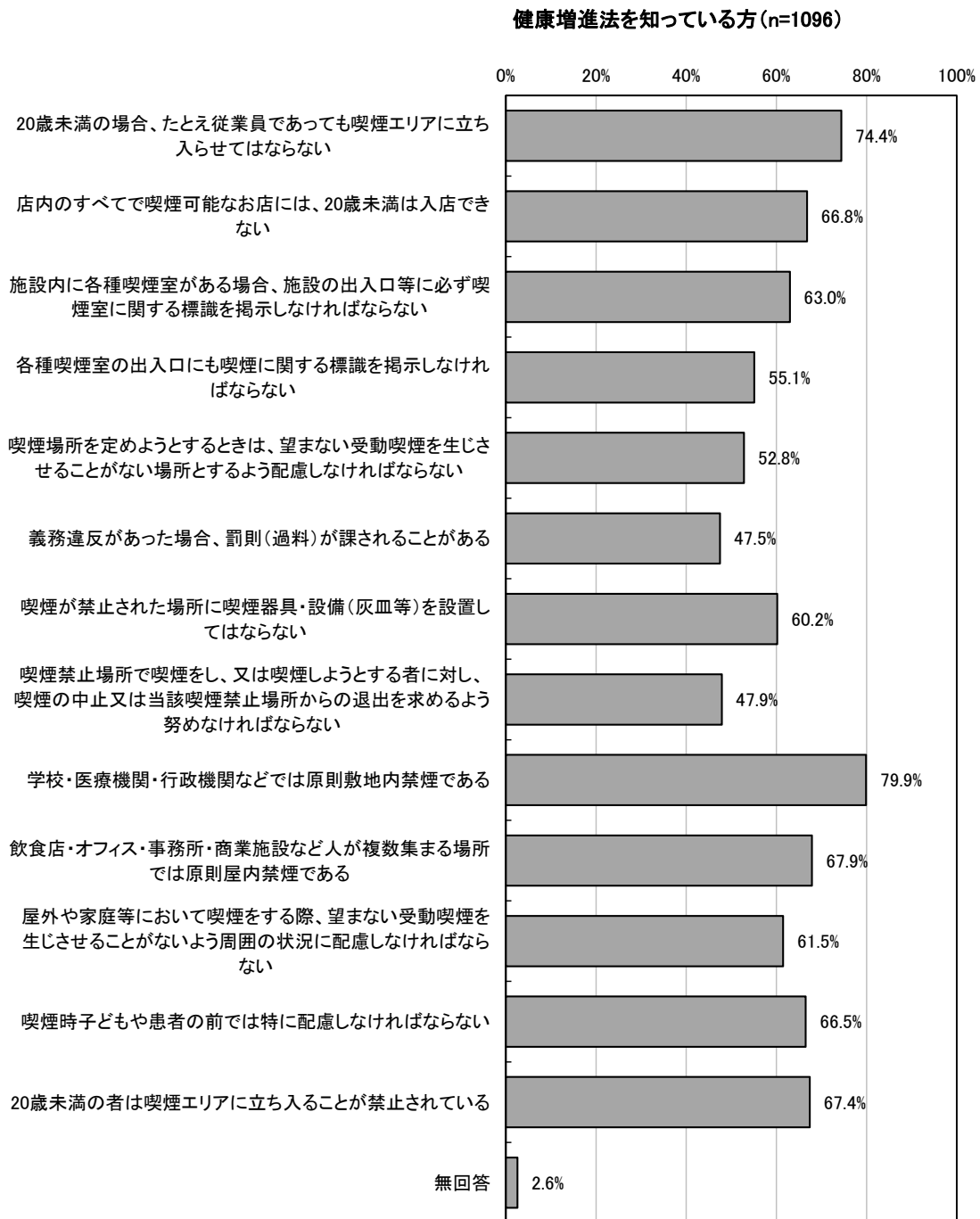


図 2-38 飲食店の健康増進法の認知内容



# 調 査 票

## 横浜市内施設 受動喫煙防止対策に関する実態調査

望まない受動喫煙（他人のたばこの煙を吸わされること）が生じないように、受動喫煙の防止対策を強化することを目的として改正された健康増進法が、2020年4月1日に全面施行されました。この健康増進法の改正に伴い、市内の施設において、受動喫煙を防止する対策についてどのような取組が行われているか、現状を把握するための調査を行います。

本調査の目的は、「受動喫煙」の防止の取組について現状を把握することですので、お聞かせいただいたご回答に対して個別に指導や注意を行うことは一切ありません。貴施設の状況や方針をそのままお答えくださるようお願いいたします。

### 調査票記入にあたって

1. 本調査は、健康増進法により定義された「**第一種施設**<sup>\*1</sup>（2019年7月1日から、**敷地内禁煙**<sup>\*2</sup>となりました。）」に当てはまる横浜市内の施設（令和元年6月1日時点）から無作為に抽出し、送付させていただいております。  
 ※1…多数の者が利用する施設のうち、学校、病院、児童福祉施設、その他の受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設として政令で定めるもの並びに国及び地方公共団体の行政機関の庁舎（行政機関がその事務を処理するために使用する施設に限る。）のこと。  
 ※2…屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができる。
2. お答えいただいた内容はすべて統計的に処理し、本調査以外の目的には使用しません。
3. 原則として、記入者個人のお考えではなく貴施設の方針や状況をお答えください。
4. 回答により、質問が分かれることや、該当する方だけにお聞きするものもあります。
5. ご記入いただいた調査票は、同封の返信用封筒で 10月17日(日) までにご投函ください（切手は不要です）。住所をご記入いただく必要はありません。
6. 本調査は、右記 QR コードから横浜市電子申請にアクセスし、オンラインで回答することも可能です。ぜひご活用ください。  
 オンラインで回答いただいた場合、本調査票の返信は不要です。



↑  
電子申請回答フォームはこちら

### 【問合せ先】

横浜市健康福祉局健康安全部保健事業課 和泉・齋藤

電話：045-671-2454 FAX：045-663-4469

e-mail：kf-jyudokituenboshi@city.yokohama.jp



貴施設についてお伺いします。(統計上必要になりますので、必ずご記入願います)

問1 貴施設の所在地をお選びください。(○はひとつ)

- |         |          |         |         |         |
|---------|----------|---------|---------|---------|
| 1. 鶴見区  | 2. 神奈川区  | 3. 西区   | 4. 中区   | 5. 南区   |
| 6. 港南区  | 7. 保土ヶ谷区 | 8. 旭区   | 9. 磯子区  | 10. 金沢区 |
| 11. 港北区 | 12. 緑区   | 13. 青葉区 | 14. 都筑区 | 15. 戸塚区 |
| 16. 栄区  | 17. 泉区   | 18. 瀬谷区 |         |         |

問2 貴施設の種別をお選びください。該当する種別が選択肢にない場合、またはわからない場合は、その他【カッコ内】に種別(わかる範囲で構いません)または施設名をご記載ください。(○はひとつ)

- |   |
|---|
| 1. 幼稚園  |
| 2. 幼保連携型認定こども園                                |
| 3. 小学校  |
| 4. 中学校  |
| 5. 高等学校                                       |
| 6. 中等教育学校                                     |
| 7. 特別支援学校                                     |
| 8. 高等教育機関(大学、短期大学)                            |
| 9. 専修学校                                       |
| 10. 各種学校                                      |
| 11. 職業・教育支援施設                                 |
| 12. 病院  |
| 13. 一般診療所                                     |
| 14. 歯科診療所                                     |
| 15. 助産所                                       |
| 16. 療術施設(あんま、はり、きゅう、柔道整復等)                    |
| 17. 介護老人保健施設                                  |
| 18. 保育所                                       |
| 19. その他児童福祉施設(保育所・幼保連携型認定こども園を除く)             |
| 20. その他【 <span style="float: right;">】</span> |

貴施設の現在の受動喫煙防止対策状況についてお伺いします。

問3 貴施設の状況について、あてはまるものに○をしてください。(○はひとつ)  
※現時点での状況をお答えください。

1. 屋内外ともに全面禁煙（敷地内完全禁煙）
2. 屋内完全禁煙（屋外※1に喫煙場所（特定屋外喫煙場所※2）を設置している）

※1 屋外…外気の流入が妨げられる場所として、屋根があつて、側壁が概ね半分以上覆われているものの内部に該当しない場所をいう。

※2 特定屋外喫煙場所…屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に設置している喫煙場所のことをいう。

問4 貴施設において、問3で回答した受動喫煙防止対策を実施している理由は何ですか。  
(○はいくつでも)

1. 法令等で規制されているから
2. 時代の流れだから
3. 会社・法人等の方針だから
4. 利用者の健康を考えて
5. 従業員の健康を考えて
6. テナント入居している施設の方針
7. 利用者に喫煙者が多いから
8. 従業員に喫煙者が多いから
9. 敷地外での喫煙により、周囲からの苦情につながるから
10. 特に理由はない
11. その他（ )

問5 貴施設において、施設の出入口に、右記に示す禁煙標識※を掲示していますか。(○はひとつ)

1. 掲示している
2. 掲示していない

※神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例において、公共的施設の全部（喫煙関連研究場所、居室部分等は除く）を喫煙禁止区域としたときは、施設管理者は、施設の入口に規則で定められた「禁煙」の表示をする必要があります。

※特定屋外喫煙場所を設置している場合でも、屋内が禁煙であれば掲示が必要です。



**貴施設の受動喫煙防止対策についてお伺いします。**

問6 今後の受動喫煙防止対策をどう進めたいと思いますか。(○はひとつ)

1. 現状のまま
2. 特定屋外喫煙場所※2を廃止し、屋内外ともに全面禁煙(敷地内完全禁煙)にする
3. 屋外に特定屋外喫煙場所※2を設置する

問7 その理由は何ですか。(○はいくつでも)

1. 法令等で規制されているから
2. 時代の流れだから
3. 会社・法人等の方針だから
4. 利用者の健康を考えて
5. 従業員の健康を考えて
6. テナント入居している施設の方針
7. 新型コロナウイルス感染症の感染防止対策
8. 利用者に喫煙者が多いから
9. 従業員に喫煙者が多いから
10. 敷地外での喫煙により、周囲からの苦情につながるから
11. 特に理由はない
12. その他 ( )

問8 今後の受動喫煙防止対策に取り組むうえで、困難なことは何ですか。  
(○はいくつでも)

1. 喫煙場所を設置するための施設のスペースが不足している
2. 喫煙場所の改善・改修に費用がかかる
3. 施設外での喫煙の増加
4. 利用者とのトラブルの増加
5. 利用者・従業員に喫煙者が多い
6. テナント入居しているので、貸主との調整が困難
7. 特に困難なことはない
8. その他 ( )

**最後に、健康増進法についてお伺いします。**

問9 健康増進法が改正され、受動喫煙防止対策が強化されたことについて知っていますか。  
(○はひとつ)

1. 知っている
2. 言葉は聞いたことがあるが、内容は知らない
3. 知らない(この調査ではじめて知った)

<問9で1に○をつけた方にお伺いします。>

問10 健康増進法について、ご存知の内容を次のなかから選んでください。  
(○はいくつでも)

<施設を管理する方(施設管理権原者)の責務等>

1. 喫煙が禁止された場所に喫煙器具・設備(灰皿等)を設置してはならない
2. 喫煙禁止場所で喫煙をし、又は喫煙しようとする者に対し、喫煙の中止又は当該喫煙禁止場所からの退出を求めるよう努めなければならない
3. 喫煙場所を定めようとするときは、望まない受動喫煙を生じさせることがない場所とするよう配慮しなければならない

<一般的な内容>

4. 学校・医療機関・行政機関などでは原則敷地内禁煙である
5. 飲食店・オフィス・事務所・商業施設など人が複数集まる場所では原則屋内禁煙である
6. 屋外や家庭等において喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮しなければならない
7. 喫煙時子どもや患者の前では特に配慮しなければならない
8. 20歳未満の者は喫煙エリアに立ち入ることが禁止されている

質問は以上で終了です。  
ご協力ありがとうございました。  
10月17日(日)までにご投函ください。

令和3年10月

## 横浜市内施設 受動喫煙防止対策に関する実態調査

望まない受動喫煙（他人のたばこの煙を吸わされること）が生じないように、受動喫煙の防止対策を強化することを目的として改正された健康増進法が、2020年4月1日に全面施行されました。この健康増進法の改正に伴い、市内の施設において、受動喫煙を防止する対策についてどのような取組が行われているか、現状を把握するための調査を行います。

本調査の目的は、「受動喫煙」の防止の取組について現状を把握することですので、お聞かせいただいたご回答に対して個別に指導や注意を行うことは一切ありません。貴施設の状況や方針をそのままお答えくださるようお願いいたします。

### 調査票記入にあたって

1. 本調査は、健康増進法により定義された「**第二種施設**<sup>※1</sup>（2020年4月1日から、**原則屋内禁煙**<sup>※2</sup>となりました。）」または喫煙目的施設<sup>※3</sup>に当てはまる横浜市内の施設・店舗（令和元年6月1日時点）から無作為に抽出し、送付させていただいております。  
 ※1…多数の者が利用する施設のうち、第一種施設（多数の者が利用する施設のうち、学校、病院、児童福祉施設その他の受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設として政令で定めるもの並びに国及び地方公共団体の行政機関の庁舎のこと。）及び喫煙目的施設以外の施設のこと。  
 ※2…喫煙専用室内でのみ喫煙可。加熱式たばこは、専用喫煙室（飲食等も可）内での喫煙可。飲食店については、別に法律で定める日までの間の措置あり。  
 ※3…多数の者が利用する施設のうち、喫煙をする場所を提供することを主目的とする施設（シガーバー、たばこ販売店等）のこと。
2. お答えいただいた内容はすべて統計的に処理し、本調査以外の目的には使用しません。
3. 原則として、記入者個人のお考えではなく貴施設・店舗の方針や状況をお答えください。
4. 回答により、質問が分かれることや、該当する方だけにお聞きするものもあります。
5. ご記入いただいた調査票は、同封の返信用封筒で、10月17日（日）までにご投函ください（切手は不要です）。住所・氏名をご記入いただく必要はありません。
6. 本調査は、右記 QR コードから横浜市電子申請にアクセスし、オンラインで回答することも可能です。ぜひご活用ください。  
 オンラインで回答いただいた場合、本調査票の返信は不要です。



電子申請回答フォームはこちら

### 【問合せ先】

横浜市健康福祉局健康安全部保健事業課 和泉・齋藤

電話：045-671-2454 FAX：045-663-4469

e-mail：kf-jyudokituenboshi@city.yokohama.jp

貴施設・店舗についてお伺いします。(統計上必要になりますので、必ずご記入願います)

問1 貴施設・店舗の所在地をお選びください。(○はひとつ)

- |         |          |         |         |         |
|---------|----------|---------|---------|---------|
| 1. 鶴見区  | 2. 神奈川区  | 3. 西区   | 4. 中区   | 5. 南区   |
| 6. 港南区  | 7. 保土ヶ谷区 | 8. 旭区   | 9. 磯子区  | 10. 金沢区 |
| 11. 港北区 | 12. 緑区   | 13. 青葉区 | 14. 都筑区 | 15. 戸塚区 |
| 16. 栄区  | 17. 泉区   | 18. 瀬谷区 |         |         |

問2 貴施設・店舗の種別をお選びください。該当する種別が選択肢にない場合、またはわからない場合は、その他【カッコ内】に種別(わかる範囲で構いません)または施設名をご記載ください。(○はひとつ)

- |   |
|---|
| 1. 博物館・美術館・動物園・植物園・水族館・学習支援施設(学習塾等)等          |
| 2. 福祉施設(障害者・高齢者等)                             |
| 3. 販売店・小売店等の店舗・百貨店・スーパー等                      |
| 4. 劇場・映画館・観覧場・展示場                             |
| 5. 理容室・美容室・公衆浴場・マッサージ店等                       |
| 6. マージャンクラブ・パチンコホール                           |
| 7. ゲームセンター・遊技場・カラオケ店・その他の娯楽施設                 |
| 8. スポーツ提供施設                                   |
| 9. 公園・テーマパーク・遊園地                              |
| 10. ホテル・旅館等宿泊施設                               |
| 11. 集会場・会議場                                   |
| 12. 事務所・工場・作業所・倉庫・配送センター等                     |
| 13. 居酒屋・ビヤホール                                 |
| 14. バー・キャバレー・ナイトクラブ・スナック                      |
| 15. 13, 14 以外の飲食店・喫茶店・食堂・レストラン等               |
| 16. 商業用不動産(オフィス)共用部                           |
| 17. その他【 <span style="float: right;">】</span> |

問3 貴施設・店舗は以下の4つの条件すべてに該当する既存の小規模な飲食店※1ですか。

※1…以下の条件をすべて満たす既存の経営規模の小さな飲食店(既存特定飲食提供施設)については、経過措置として、屋内の全部又は一部を喫煙可能な場所として定めることができます。

- ① 食品衛生法上の飲食店営業許可を取得しており、設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われる施設
- ② 2020年4月1日時点で営業している
- ③ 個人事業主、もしくは資本金又は出資の総額が5,000万円以下の法人
- ④ 店舗の客席※の面積が100平方メートル以下

※店舗の客席とは、客に飲食をさせる場所のことで、店舗全体の面積から厨房、トイレ、廊下、会計レジ、従業員専用スペース等を除いた部分を指します。

- |       |        |
|-------|--------|
| 1. はい | 2. いいえ |
|-------|--------|

**貴施設・店舗の現在の受動喫煙防止対策状況についてお伺いします。**

問4 貴施設の状況について、あてはまるものに○をしてください。(○はひとつ)

※現時点での状況をお答えください。

- |                          |   |     |
|--------------------------|---|-----|
| 1. 屋内外※2ともに全面禁煙（敷地内完全禁煙） | } | 問6へ |
| 2. 屋内完全禁煙                |   |     |
| 3. 屋内の一部またはすべてで喫煙可       | → | 問5へ |

※2 屋外…外気の流入が妨げられる場所として、屋根があつて、側壁が概ね半分以上覆われているものの内部に該当しない場所をいう。

<問4で3に○をつけた方に伺います。>

問5 貴施設の喫煙環境について、あてはまるものに○をしてください。(○はいくつでも)

※現時点での状況をお答えください。

- |  |
|--|
| 1. 喫煙専用の部屋を設置している  |
| 2. 加熱式たばこのみを利用可能とする喫煙室・喫煙フロアを設置している                                    |
| <選択肢3・4は、喫煙をする場所を提供することを主目的とする施設（シガーバー、たばこ販売店等）の方以外は <u>選択できません。</u> > |
| 3. 屋内の一部に喫煙目的室※3を設置している  |
| 4. 屋内のすべてで喫煙可能な喫煙目的店※4   |
| <以下の選択肢は、既存の小規模な飲食店※1の方以外は <u>選択できません。</u> >                           |
| 5. 店内の一部に喫煙可能室（飲食可）を設置している   |
| 6. 店内のすべてで喫煙可能な喫煙可能店   |

※3…喫煙目的室とは、喫煙をする場所を提供することを主目的とする施設（シガーバー、たばこ販売店等）に設置が可能な部屋

※4…喫煙をする場所を提供することを主目的とする施設（シガーバー、たばこ販売店等）

<すべての方に伺います。>

問6 問4または問5で回答した、受動喫煙防止対策を行っている理由は何ですか。

(○はいくつでも)

- |                    |                        |
|--------------------|------------------------|
| 1. 法令等で規制されているから   | 2. 時代の流れだから            |
| 3. 会社・法人等の方針だから    | 4. 利用者により良いサービスを提供するため |
| 5. 利用者の健康を考えて      | 6. 従業員の健康を考えて          |
| 7. テナント入居している施設の方針 | 8. 利用者に喫煙者が多いから        |
| 9. 従業員に喫煙者が多いから    | 10. 特に理由はない            |
| 11. その他（           | ）                      |

<問4で2または3に○をつけた方に伺います。>

問7 貴施設の敷地内の屋外に喫煙場所（灰皿・喫煙コーナー等）を設けていますか。  
（○はひとつ）

1. 設けている → 問8へ

2. 設けていない → 問9へ

<問7で1に○をつけた方に伺います。>

問8 その理由は何ですか。（○はいくつでも）

1. 従業員に喫煙者が多いから

2. 利用者に喫煙者が多いから

3. 敷地外での喫煙により、周囲からの苦情につながるから

4. 利用者へのサービスとして

5. 特に理由はない

6. その他（ ）

<すべての方に伺います。>

問9 貴施設の出入口に、施設の受動喫煙防止対策を示すための標識を掲示していますか。  
（例：禁煙、喫煙専用室あり、喫煙可能店 等）（○はひとつ）

1. 掲示している

2. 掲示していない

問10 問4または問5で回答した受動喫煙防止対策を実施したことで、利用客の数に変化はありましたか。（○はひとつ）

1. 増加した

2. 減少した

3. 変わらない

4. わからない

問11 喫煙環境の整備にあたって、新型コロナウイルス感染症の影響で、一時的または恒久的に変更した点はありますか？（○はひとつ）

1. 特に変更していない

2. 喫煙室があるが、現在閉鎖している

3. 店内の全てで喫煙可能だったが、禁煙にしている

4. その他（ ）



**貴施設・店舗の受動喫煙防止対策についてお伺いします。**

問 12 今後の受動喫煙防止対策をどう進めたいと思いますか。(○はひとつ)

1. 現状のまま
2. 禁煙化・喫煙環境の縮小化
3. 喫煙環境の拡充

問 13 その理由は何ですか(○はいくつでも)

1. 法令等で規制されているから
2. 時代の流れだから
3. 会社・法人等の方針だから
4. 利用者により良いサービスを提供するため
5. 利用者の健康を考えて
6. 従業員の健康を考えて
7. テナント入居している施設の方針
8. 新型コロナウイルス感染症の感染防止対策
9. 売り上げや利用客の増加を期待して
10. 利用者に喫煙者が多いから
11. 従業員に喫煙者が多いから
12. 特に理由はない
13. その他( )

問 14 今後の受動喫煙防止対策に取り組むうえで、困難なことは何ですか。

(○はいくつでも)

1. 喫煙場所を設置するための施設のスペースが不足している
2. 喫煙場所の改善・改修に費用がかかる
3. 施設外での喫煙の増加
4. 利用者とのトラブルの増加
5. 利用者・従業員に喫煙者が多い
6. テナント入居しているので、貸主との調整が困難
7. 特に困難なことはない
8. その他( )

**最後に、健康増進法についてお伺いします。**

問 15 健康増進法が改正され、受動喫煙防止対策が強化されたことについて知っていますか。(○はひとつ)

1. 知っている
2. 言葉は聞いたことがあるが、内容は知らない
3. 知らない(この調査ではじめて知った)

<問 15 で 1 に○をつけた方にお伺いします。>

問 16 健康増進法について、ご存知の内容を次のなかから選んでください。  
(○はいくつでも)

<施設を管理する方(施設管理権原者)の責務等>

1. 20歳未満の場合、たとえ従業員であっても喫煙エリアに立ち入らせてはならない
2. 店内のすべてで喫煙可能なお店には、20歳未満は入店できない
3. 施設内に各種喫煙室がある場合、施設の出入口等に必ず喫煙室に関する標識を掲示しなければならない
4. 各種喫煙室の出入口にも喫煙に関する標識を掲示しなければならない
5. 喫煙場所を定めようとするときは、望まない受動喫煙を生じさせることがない場所とするよう配慮しなければならない
6. 義務違反があった場合、罰則(過料)が課されることがある
7. 喫煙が禁止された場所に喫煙器具・設備(灰皿等)を設置してはならない
8. 喫煙禁止場所で喫煙をし、又は喫煙しようとする者に対し、喫煙の中止又は当該喫煙禁止場所からの退出を求めるよう努めなければならない

<一般的な内容>

9. 学校・医療機関・行政機関などでは原則敷地内禁煙である
10. 飲食店・オフィス・事務所・商業施設など人が複数集まる場所では原則屋内禁煙である
11. 屋外や家庭等において喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮しなければならない
12. 喫煙時子どもや患者の前では特に配慮しなければならない
13. 20歳未満の者は喫煙エリアに立ち入ることが禁止されている

質問は以上で終了です。  
ご協力ありがとうございました。  
10月17日(日)までにご投函ください。